

第八十四回 参議院通信委員会 會議録第三号

昭和五十三年三月二十三日(木曜日)
午前十時二十三分開会

委員の異動

三月一日

前田 勲男君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

栗原 俊夫君

委員

小澤 太郎君

郡 祐一君

志村 愛子君

新谷 貢三郎君

高橋 圭三君

前田 勲男君

大木 正吾君

大森 昭君

中野 明君

矢原 秀男君

沓脱 タケ子君

木島 則夫君

青島 幸男君

政府委員

服部 安司君

宮崎 茂一君

河野 弘君

高仲 優君

平野 正雄君

郵政大臣
郵政事務次官
郵政大臣官房長
郵政省貯金局長
郵政省電波監理局長

事務局側

常任委員会専門員

栗生澤喜典君

参考人

日本放送協会 会長

坂本 朝一君

日本放送協会 副会長

藤島 克己君

日本放送協会 専務理事

沢村 吉克君

日本放送協会 専務理事

山本 博君

日本放送協会 専務理事

川原 正人君

日本放送協会 専務理事

堀 四志男君

日本放送協会 専務理事

中塚 昌胤君

日本放送協会 専務理事

橋本 忠正君

日本放送協会 専務理事

反町 正喜君

日本放送協会 専務理事

渡辺 伸一君

日本放送協会 専務理事

長井 弘之君

日本放送協会 専務理事

長井 弘之君

日本放送協会 専務理事

長井 弘之君

日本放送協会 専務理事

長井 弘之君

日本放送協会 専務理事

長井 弘之君

日本放送協会 専務理事

長井 弘之君

日本放送協会 専務理事

長井 弘之君

日本放送協会 専務理事

長井 弘之君

日本放送協会 専務理事

長井 弘之君

日本放送協会 専務理事

長井 弘之君

日本放送協会 専務理事

長井 弘之君

日本放送協会 専務理事

長井 弘之君

日本放送協会 専務理事

長井 弘之君

日本放送協会 専務理事

長井 弘之君

日本放送協会 専務理事

長井 弘之君

日本放送協会 専務理事

長井 弘之君

日本放送協会 専務理事

長井 弘之君

日本放送協会 専務理事

長井 弘之君

日本放送協会 専務理事

長井 弘之君

日本放送協会 専務理事

長井 弘之君

日本放送協会 専務理事

長井 弘之君

日本放送協会 専務理事

長井 弘之君

日本放送協会 専務理事

長井 弘之君

日本放送協会 専務理事

長井 弘之君

日本放送協会 専務理事

長井 弘之君

なお、一名につきましては欠員のままでございます。

○委員長(栗原俊夫君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件の審査のため、本日の委員会に新東京国際空港公園環境対策室長長井弘之君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(栗原俊夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(栗原俊夫君) 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。服部郵政大臣。

○国務大臣(服部安司君) ただいま議題となりました日本放送協会昭和五十三年度収支予算、事業計画及び資金計画の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法第三十七条第二項の規定によりまして、郵政大臣の意見を付して国会に提出するものであります。

まず、収支予算について概略を申し上げます。事業収支におきましては、事業収入は前年度に比し五十三億五千万円増の二百六十一億六千万円、事業支出は前年度に比し二百二十億二千万円増の二百九十九億一千万円となっております。この結果、事業収支における不足額は二十九億四千万円となっております。

資本収支におきましては、昭和五十一年度及び

昭和五十一年度からの繰越金百十八億三千万円を資本収入に計上し、このうち、二十九億四千万円を事業収支における不足額の補てんのため、八十八億九千万円を債務償還に必要な資金の不足額の補てんのために使用することとしております。

また、テレビジョン、ラジオ放送網の建設、放送設備の整備等のための建設費として、二百七億円を計上しております。

次に、事業計画につきましては、その主なものは、テレビジョン放送及びラジオ放送の全国普及を図るため、放送網の建設を行うこと、視聴者の意向を吸収し、共感を呼ぶ魅力ある番組の編成を行うこと、視聴者の生活態様に即した営業活動を積極的に推進し、受信料の確実な収納に努めるとともに、受信料免除について見直しを行い、その免除対象の一部を廃止すること等となっております。

最後に、資金計画につきましては、収支予算及び事業計画に対応する年度中の資金の需要及び調達に関する計画を立てたものであります。

郵政大臣といたしましては、これらの収支予算等について、慎重に検討いたしました結果、これをおおむね適当であると認め、お手元に配布されておりますとおり御意見を付することといたした次第であります。

以上のとおりであります。何とぞよろしく御審議の上、御承認のほどをお願いいたします。

○委員長(栗原俊夫君) 次に、日本放送協会から説明を聴取いたします。坂本日本放送協会会長。

○参考人(坂本朝一君) ただいま議題となっております日本放送協会の昭和五十三年度収支予算、事業計画及び資金計画につきまして御説明申し上げます。

昭和五十三年度における協会の事業運営は、昭和五十一年度を初年度とする三カ年間の経営計画

の最終年度としての課題を果たすべく、受信料収入の確保と経費の抑制に最大の努力を傾注するとともに、建設計画につきましても重点的に実施することとしたし、社会、経済情勢に即応して、極力業務の合理的、効率的運営を推進しつつ、視聴者の意向を吸収して、これを事業運営に的確に反映し、放送の全国普及、番組の充実刷新に努めることとしたしております。

また、受信料免除につきましても、ここ数年來の協会予算承認の際に付せられました衆参両議院通信委員会の附帯決議の趣旨等を勘案いたしまして、このたび、免除実施対象の見直しを行い、当面、昭和五十三年年度以降、職業訓練所等六項目の受信料免除を廃止することとしたしております。次に、昭和五十三年年度の主な計画について御説明申し上げます。

建設計画につきましては、テレビの難視解消を、より効率的に推進することとし、中継放送局の建設及び共同受信施設の設置を行うとともに、FM放送局の建設などを行うこととしたしております。

また、老朽の著しい放送設備の取りかえ整備を実施することとしたしております。

次に、事業運営計画について申し上げます。

まず、国内放送では、テレビ、ラジオ放送ともに、視聴者の意向を積極的に受けとめ、視聴の態様に対応して、共感を呼ぶ魅力ある番組の一層弾力的な編成を行うこととし、また、ローカル放送についても番組を一層充実することとしたしております。

国際放送においては、国際間の理解と親善に寄与するため、番組の刷新を図ることとしたしております。

広報及び営業活動につきましては、視聴者会議の運営などの諸活動を通じて幅広い視聴者の意向を積極的に吸収して、これを事業運営に的確に反映させ、また、視聴者の生活態様に即した営業活動を推進して、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努めることとしたしております。

調査研究につきましては、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすこととしたしております。

以上の事業計画の実施に当たっては、全般にわたり、経費の節減と業務の効率的運営を一層徹底することとしたし、要員数は前年度どおりに据え置き、給与等につきましては適正な水準を維持することとしたしております。

これらの事業計画に対応する収支予算について申し上げますと、事業収支においては収入総額二千六百一十一億六千万円を計上し、このうち、受信料収入については二千二百一十二億円を予定しております。これは、有料契約者の増減について、カラー契約八十五万件的増加、普通契約二十五万件的減少、契約総数においては六十万件的増加を見込んだものであります。

これに対して、支出は、国内放送費などの事業運営費、減価償却費、支払い利息などにより総額二千九百九十一億円を必要とするため、事業収支において二十九億四千四百万円の支出超過を来すこととなりましたが、これについては、三カ年の経営計画の考え方に基づき、昭和五十三年年度の財政を安定させるための財源として、昭和五十一年度及び五十二年度から使用を繰り延べてまいりました繰越金により補てんすることとしたしております。

次に、資本収支は、支出において、建設費二百七億円、債務の償還に百五億四千万円、総額三百十二億四千万円を計上し、収入には、財政安定のための繰越金受け入れ、放送債券、借入金等を合わせ総額三百四十一億八千万円を計上いたしております。

以上、昭和五十三年年度の日本放送協会の収支予算、事業計画等につきまして、そのあらましを申し述べましたが、国民生活の向上に放送の果たすべき役割がますます重要になっていることに思いをいたし、今後の協会事業の運営に当たっては、一層視聴者の理解と支持を得るよう努め、協会全体の力を結集して、業務全般にわたる合理的

運営と改善に不断の努力を傾注し、協会に課せられた責務の遂行に努める所存でございますので、委員各位の変わらざる御協力と御支援をお願いいたし、あわせて何とぞ速やかに御審議御承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(栗原俊夫君) 以上で説明の聴取は終わりました。

それではこれより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○大森昭君 服部郵政大臣は、就任以來大変精力的に活躍をしていますが、しかし所管であります業務の内容の中では、いろいろ不祥事も出てまいりましたし、いろいろなことがあるわけですが、各省共通とは言いませんが、郵政審議会などは、従来ともすればお手盛りでありますし、なれ合い的な答申がしょっちゅう出ていますが、そういう問題についても、委員を刷新したいという新しい姿勢で業務に携わっておられますけれども、電波行政について、新しい角度でどのような方針と、そしてまた方法をお持ちですか。

○国務大臣(服部安司君) 電波は貴重な有限資源であるとともに、私は国民の唯一の共有財産であるとして、そのように理解をいたしております。したがって、この唯一の国民の共有財産である電波を、当然国民のために有効に活用してまいることが私の行政の基本姿勢であると考えております。大森先生も御承知のとおり、近年わが国における電波利用は著しく増大してまいりました。利用の形態も一段と多様化してまいりましたことは御承知のとおりでありまして、こうした高度化してまいりましたこの電波利用に伴いまして、電波・放送行政も多くの課題に直面いたしております。

が、私はさきに申し上げましたとおり、あの基本的な考え方に基づいて、今後は積極的に国民本位の各種の施策を強力に推進してまいりたい、かように考えている次第でございます。

○大森昭君 そこで、大臣、いづれにいたしましても、大変今日の社会というものは多様化をしておりまして、そしてまた国民の価値観の変動とい

いますか、情報の需要の動向も変化をしていると思っております。それで、とりわけいま大臣もおっしゃいましたけれども、電波行政に対する問題について、新しい視点に立たなきゃいけないわけでありまして、先般、大臣がこの委員会におきまして、電波行政については適時適切にやっていきたいという所信が述べられましたけれども、私から言うまでもなく、その点ではまだ私より大先輩がたたくさんおられますが、いわゆる電波と放送法両案の問題が、過去国会の中でいろいろ議論されたようでありまして、私が素人目で見まして、今日制定をされております放送法にいたしましても、電波法にいたしましても、あの当時から見て改革をしなければならぬんじゃないかと思っておりますが、その取り扱いについて大臣はどのような見解をお持ちになっておりますか。

○国務大臣(服部安司君) 御指摘どおりこの電波法、放送法の改正につきましては、たしか昭和四十一年第五十一国会に提出されました、残念ながら改正案が廃案になったことは御案内のとおりであります。が、以来引き続き検討を進めてきたところでありますが、私は正直申し上げて、この電波法、放送法が制定されてからもうすでに三十年近くになると考えますが、現在の電波、放送の技術開発、目覚ましい発展、しかも衛星放送など新しく発生してきた問題などを考えますと、これは端的に申し上げて、ちょっとずれがあると考える次第でございます。したがって、おのおの立場で各党がこの問題をお取り上げいただいている内容の検討をいただいていることも私はよく存じております。したがって、できれば、皆様方の御理解を得るならば、こういう問題にひとつ真剣に郵政省も取り組んで、最終的な成案を得て御厄介になりたいと考えているところでございます。ただ、法改正の問題は、わが国の電波及び放送体系の将来をも左右する重要な事柄であることは申すまでもありませんが、世論の動向、また国際的規律の動向を見きわめつつ、急ぎ成案を得るた

め、努力を続けてまいりたい、かように考えている次第でございます。

○大森昭君 どの問題を取り上げても大変むずかしい問題でありますけれども、しかし、やはり今日置かれてある状態の中で、それを逃げるような形で行政を行っていくというわけにいかないと思ひますので、いづれ何か委員同士でも非公開でフリースピーキングしようという話もあるようでありまして、私も自身も少しお互いに、まさに党派を超えてやらなきゃいかぬなと思ひていますが、ひとつ大臣、冒頭に言われましたように、もうこの法律ができた経過が今日の状態でないわけでありまして、積極的に問題点を話し合うという立場でひとつ——大臣しゃっちゅうおかわりになるんですが、どうも大臣の任期というものは短いものでありまして、そういう意味ですと、どうもどなたが大臣やってもということになりますから、やっぱり服部郵政大臣がやっていると、きつなかなかなかい問題もいろいろ提起をしてやってきたわいというふうに、後世に残すようなことをひとつやっていただきたいと思ひますね。

それで、実は予算の審議でありますから予算の問題に入りますが、私も、正直申し上げて初めてですからよくわからないのであります、この放送法の三十七条第二項の規定により郵政大臣の意見を、こうなっているんであります、どうも各年度の予算に対する意見を見ましても、毎回同じような意見が付されておりますし、同時に、今回の場合でも、郵政大臣から出されたこの意見書を見ましても、非常に協会に對しまして問題のあるような——問題があるというの、協会自身がこれを受けたら、国会の審議の場でもっと能動的に問題を提起しなきゃいけないんじゃないかと思ひ分野があるんであります。さつき会長から趣旨の提案がありまして、言葉としては大変一生懸命、とにかく国民生活に及ぼす影響もあるから全員が努力してやりますという言葉になっていまして、一つの例をとりましても、たとえば今日の厳

しい状態の中で経営責任を全うするために、長期的展望に立つて事業運営を刷新しようというわけ

です。これはいろいろ意見がありますけれども、郵政大臣が協会に對して大変厳しい意見だと思ひますね。過般、私のところにも何か経営の見通しというのを持てまいりまして、こういうのは経営の見通しかどうか私にはよくわかりません。五十三年度の数字をおしなべて五十四年、五十五年にしたらどうかなんというの、おおむね中学校の生徒でもできるようなことじゃないかと思ひます、こういふものが今日、協会の中ではつくれないということに立ちますと、私は、まさに大臣が言うように、厳しい情勢の中で長期的展望に立つて事業運営をしなければいかぬじゃないかという意見が出されることは当然だと思ひます、やがて、大臣が意見として四項目にわたって出されていまして、まさに協会の今日あるべき姿を十分検討されて意見書を出されたと思ひます、いわゆるこの位置づけといふ、それとも役割割りといふ、法的に見て、また実態的に見て、どのように意見というものに協会側は拘束されるのか、見解をちょっと伺いたいんです。

○国務大臣(服部安司君) ただいま御指摘のいわゆる大臣の意見書の問題であります、率直に申し上げて、私も就任以来、こういった問題に法的に、現実的にいろいろと真剣に取り組んだつもりでございます。この意見書がどれだけの今後の日本放送協会の運営に位置づけられるのかという点については、私自身も正直申し上げて疑問を持っております。しかしながら、法律の定めるところでこういう制度がとられておりますが、私はまた違った立場から率直に意見を申し上げて御理解と御批判を仰ぎたいと思ひます。と申しますのは、この意見書をつけるにつけても、かなり私の省内でも問題がございました。厳し過ぎるとかどうだとかいふ意見がありました。厳

くあるべきだという意見を主張いたしました。

まずその第一の理由は、御承知のとおりNHKのテレビ放送が開始されてからちょうど本年で二十五周年を迎えるわけでございます。今日までテレビの成長とまたカラーテレビの普及、日本で開かれたオリンピック、ああいった機会、大変な勢いで、まあ順調にNHKの経営にも推移をまいりました、しかし、最近の状況は、先方も御承知のとおり、収入の伸び悩みの反面、相当な支出増が要求される時代に相なりしました。言うならばきわめて厳しい情勢下において経営を続けねばならないという事態でございますから、私はやはり、ただ一つの公共放送を育てるためにも、経営者以下、すなわち会長以下全職員が心を引き締めて企業努力を払って、この公共放送が在来以上にすばらしい内容の健全な運営を図ってほしいという立場から、長期計画のない事業は非常に危険であるというので、あえて長期ビジョンに立つてという言葉をいれるとともに、NHKが今日までのように安易な考え方で経営を続けてまいりました——まあ赤字、値上げを繰り返してまいりましたことがあれば、国民のNHKへの批判は高まると、NHK離れ並びにNHKの必要性自体が疑われる結果を招くようなことがあれば、これは大変なことだと、かように考えて、先生御指摘のとおりきわめて厳しい意見書を付したような次第でございます。

私は、経営者というのは、これはもう放送協会だけではありません、すべての企業はやはり企業努力、徹底した企業努力があつて初めて安定基盤のうちに事業の運営が図れるというこの基本的な考え方から、私はあえて過去にない厳しい意見を付したのでございます。私は、こういったことを経営者を始め職員各位が認識いただくことができたならば、NHKのいわゆる経営基盤の確立が必ず達せられて、国民の期待にこたえられるNHKづくりができるというふうに考えたからでございます。

なら、むだを省くということから効率的にという言葉が使われてもいいと思ひますが、これはそういうことじゃないんです、この内容は、この三項なんかにいきまして、全く協会は、大体放送の果たすべき役割を十分認識してないというわけですから、これは大変な指摘なんです。たとえばどういふ意味かわからないんです。たとえばいまの放送番組を、もう少し娯楽をふやせと言っているのか、今日の不況下の中だからもう少し国民をきりつとするように、少し縮まるようにやれと言っているのか。

いま大臣は、もっぱら財政の問題で言われていますが、財政はむだがあつてはいけませんし、とりわけ受信料の問題などについても滞納者がふえているという状態ですから、そういう意味合いでの話はどんなに厳しい指摘があつてもいいんだろと思ひますが、どうもそういう意味じゃないで、この三項にあるような問題、とりわけまた四の難視聴解消なんかは、これは前回の国会でも指摘をしたんですが、郵政省がやっていることが、大体今日次から次へと起きてくる難視聴の解消になっているのかどうか、むしろこのNHKに對して、協会に對して指摘するよりも、郵政省みずからがとらなきゃならないことがあるんじゃないかというのを、協会側はどういう意図があるかわからないんですが、何か意図があるのかわからない、きつなかなかなかい問題もいろいろ提起をしてやってきたわいというふうに、後世に残すようなことをひとつやっていただきたいと思ひますね。

それで、実は予算の審議でありますから予算の問題に入りますが、私も、正直申し上げて初めてですからよくわからないのであります、この放送法の三十七条第二項の規定により郵政大臣の意見を、こうなっているんであります、どうも各年度の予算に対する意見を見ましても、毎回同じような意見が付されておりますし、同時に、今回の場合でも、郵政大臣から出されたこの意見書を見ましても、非常に協会に對しまして問題のあるような——問題があるというの、協会自身がこれを受けたら、国会の審議の場でもっと能動的に問題を提起しなきゃいけないんじゃないかと思ひ分野があるんであります。さつき会長から趣旨の提案がありまして、言葉としては大変一生懸命、とにかく国民生活に及ぼす影響もあるから全員が努力してやりますという言葉になっていまして、一つの例をとりましても、たとえば今日の厳

してもらいたい。ということ、民放はこれ商業放送だから言うまでもございせん。公共放送は国会全体の負担においてといういわゆる法律上の制度もあるわけでありますから、私は教養を高めるために、文化の向上に、もちろんそれには娯楽番組も必要であります。そういった公共放送の使命を十分認識しなさい。役割りを果たすために、たとえば一つの番組を制作するに当たっても、莫大な金をかけてやるドラマは決してよくないといは言いませんが、こういう問題を個々に指摘するのはやなくて、全体的に考えて、いわゆる厳しい財政事情のもとで、今日までの安易な考え方の経営ではなく、公共放送の使命というものはどこにあるかということを考えて、これは財政に關連してまいりますが、十二分にそういったことを認識して経営をやってもらいたいという私の考え方であります。

四の難視聴解消について、郵政省に対する御指摘がございましたが、私はこれは意見書でありますから長く書けません。今度こういって構想を打ち立てました。この難視聴地域の解消並びに今度は新しく最近の高層ビルの建設に伴う都市の難視聴問題、電波障害、こういった問題も、私はもう端的に申し上げてこれは国の責任である。国の責任において解決を図る努力をせねばならない。予算もつけまして、私は五十四年度には新しくこういった問題の徹底した調査費の要求をいたしまして、年次計画を立てて、すべての国民がどの地域に住むも一般の方々と同様のいわゆる文化を享受できる体制に持っていきたい。しかし、国で全部やるということ、これはもう財政的にも技術的にも大変困難であるから、国が中心になつていろいろな資料を集める、また調査を実施する、それによって今度は技術的に財政的に、NHKも民放もともに協力をしたい。い、いわゆる長期計画、たとえば五十年計画とか十一年計画とか、こういったもの、調査結果、実態に合った制度を設けて難視聴地域の解消の徹底を図ろう、図るべきであるという点について、四にそう

いった意見を付したような次第でございます。

○大森昭君 大臣が言われた問題は、後、また各項でそれぞれ具体的に——いま結論部分で伺ひていきますから——質問したいと思ひますが、そこで会長、予算ができた、三十七条二項によりまして郵政大臣に報告をしました、そしていま大臣が言われたような意見が出てまいりました。そこで、当初考えて国会の中で審議をしようという状態が、郵政大臣の意見書を見て、やはりもう少し具体的に、新しい視点に立ってとにかく国会の中で議論をしようとなつたのか、郵政大臣に意見書をもつたけれども、まあ従来とこれは何ら変わらぬわと、まあこの調子なら大したこともなからうというので国会へ出して承認してもらおうという意識なのか、一体、先ほどから言ひますように、大変厳しい大臣からの意見書をもつた、会長が予算を報告してどのような心境になつたか、御見解を承りたい。

○参考人(坂本朝一君) 五十三年度の予算は、五十一年度を受信料改定をお願いいたしまして、その際に三カ年間の事業計画を資料として提出いたしました。と、ともども御審議賜りまして、私としてはそれなりに——御承知のように五十一年度初年度におきましては、例の国会の空転等がございまして、二カ月ほど暫定予算を組まなければならぬというやうな事情がございまして、当初の見込みから百十二億というやうな目標を背負ひまして事業計画がスタートしたわけでございますけれども、ともかくわれわれ経営努力をいたしまして、五十三年度までは御審議いただきましたやうな形での努力をしたつもりでございますが、しかし、だから言うところはございません、先生御指摘の協会経営の厳しさ、環境の厳しさというやうなことにつきましては十分認識しておるつもりでございます。大臣の意見書を拝見いたしました、その点について、より一層われわれを引き締めて経営に当たらなければならぬというふうに考えた次第

でございます。

そして、赤字になつたから値上げをお願いするといふやうなやうな簡単な環境でない。まず第一に、われわれがどういふやうにこれを解決できるかという努力をすべきであらう、こう思ひまして、それぞれ担当に命じて、現在、今後の長期展望といふことについての作業を命じておりますので、幸ひにして今国会でこの予算が御承認いただければ、早速五十四年度以降の問題について真剣に取り組んで、また御報告できるやうな形にしたいといふやうに考えておる次第でございます。

○大森昭君 どうも会長の認識は甘いんじゃないかと思ふんですよ。というのは、五十一年、五十二年、五十三年、トータルで確かに収支はとんとんになるというやうなやうなやうな業務の内容は、契約の上昇からいって、いろいろな業務の内容からいきまして、まさに五十三年は五十一年、二年の続きがなければ大変な年なんですね。そうでしょう。ですから、当然そこには、五十四年度がこのまゝいってらうやうなやうな、五十五年度このまゝいってらうやうなやうな、予算は単年度予算ですから、五十三年度だけの話をすればいいというやうなことはならないんです。各社一斉でしょう。NHKが、あつと驚く為五郎じゃないけれども、八百億赤になるといふのが出ていますね。それも、しかも五十三年の予算編成に当たつて、いろいろ五十四年、五十五年見通したんじゃないんですよ。

新聞記事によれば、十五日の逓信委員会の席上でこれが配られたというわけなんです。私が手に入れたのは二十日ですけれども、新聞見まして、ああ私どもわからないことが衆議院の段階で発表されているなといふやうに思つたわけですが、いずれにいたしまして、五十三年といふのはそういう状態なんですか。にもかかわらず、いま会長が言うのは、何か五十一年、五十二年トータルで収支とんだから、五十三年は何とかかこれいいんですよ。ただでは、やはりそれは郵政大

臣じゃありませんが、少し経営の責任者として、最高の責任者として一体どうするかという立場に立てば、やはり厳しい指摘を受けなければいけません。わけなんですから。だから、少なくともこの予算を郵政大臣に提出をして、この意見書が出たとき、あなたがやっぱり何の感情もわかないといふところに、私が先ほどから質問をしていますように、放送法三十七条二項というのは有名無実のものであつて、単に郵政大臣に報告をする、郵政大臣から意見書が来る、どんな意見書が来たって郵政大臣は郵政大臣だと、協会は協会であつていけばいいんだという、あなた自身とはいはしませんか、そういう権威といひますか、少なくとも郵政大臣の意見をもつて国会で審議をされるという状態なら、あなたがこの意見書をもつただけで身の引き締まる思いをしなればいけないし、もつと言へば、具体的に先ほど申し上げた質問をいたしましたけれども、放送の役割りを果たしてないといふなら、郵政省としては、郵政大臣としてはどのような見解をお持ちですか、協会はかくかくしかじかの計画を持っておりましてという討論がなければ、意見書をいただいて、その意見書に対して国会の質問の中でもないやうな答弁では、納得できませんよ、あなた。

○参考人(坂本朝一君) 私の申し上げ方があるいは誤解を招いたかもしれせんけれども、正直申し上げまして、先生御指摘のやうな点について十分認識した上で今後の経営に当たりたいといふやうに考えておるわけで、現実には郵政大臣といふやうに對話を交わしたかといふやうなことにつきましては、申し上げる中身はございせんけれども、しかし身の引き締まる思いといふ点につきましては、おっしゃるとおり私もそういう覚悟でおる次第でございますので、その点はぜひひとつ御理解賜りたいと思ふ次第でございます。

○大森昭君 いや、ですから具体的に私は立証してもらいたいわけなんです。五十三年の状態がそういう厳しいのにもかかわらず、これは二十日の新聞

を私のところに持ってきたんですが、経営の見通しですか、大体これは。こういうものを、正直に申し上げまして、少し先の話をしなきゃいろいろ協会も見識だと言われるし、経営の責任もないと言われるから、何か出しておかなくちゃいけないんじゃないかということでお出しになったかどうかかわかりませんが、私どもが従来から、少なくとも長期とは言わぬけれども中期ぐらいの計画を持たなきゃだめですよということを四十九年の決算のときも私指摘したはずですよ。出しますとあのとき言ったんじゃないですか。完全なものはないから、できないからと、むずかしいでしょう。しかし、できないからと、むずかしいで済まさないで、この経営の見通しですね。これは見通しじゃないでしよう、これは。羅列しただけじゃないですか、ただ数字を引き伸ばして。

だから、こういうことを出しますと今度は逆に言いますと、いまの五十三年度のやつですつと、とにかく早いところ受信料値上げをしてもらわなければ協会というのの成り立たないんですよというのをあなたも宣伝しているというんなら、それでまた正直に言うてもらえたいんですが、それは私どもは取り扱いについてまた別な視点でもって協会の皆さん方に言わなければいけないんですけれども、正直申し上げてどういう気持ちでこういう経営見通しを出されたんですか。

○参考人(坂本朝一君) ただいま申し上げましたように、それはその注記にもございますように、現在の規模で現在の情勢で考えますとそういう財政的な見通しの数字になりますというところでございますので、事業計画等につきましては、いま申し上げましたように、今後さらに効率的な運営その他を図りまして、改めて事業計画として御審議願えるような形に整えたい、それは現在各担当に命じているいろいろなプロジェクトをつくって精力的に検討しておりますので、いましばらく時間的な御猶予をお願いしたい、こういう趣旨でございます。

○大森昭君 そうすると、これは経営の見通しじゃなくて、五十三年度の状態でですね。いや、実は私はこういうのを心配しますのは、たとえば私、これちょっと自分で個人的意見があるんですが、それは別にいたしまして、免除の問題ですね、免除の問題というのは、一部今回手直ししましたね。そうすると、この計画でいくと、この免除のやつは今回の一部手直しだけで今後はもう免除しないで、そのままでの計算規模になってるんだらうと思うんですね、一つの例ですけれども。そうやってきますと、少なくともこれは全くの試案で、経営見通しと書いてありますけれども、全くそんなものはないんですということになれば、それでそう理解しますけれどもね。そうすると、これで出されますと——一つの例ですよ、免除はもう一部今回やったら、五十四年、五十五年はやらないと。それから、増収の対策でもいろいろなことが言われています。しかし、そういうものを協会として一生懸命やっているわけだから、こうなると基礎は契約している者の八二%程度、この八二%程度も、私はこの総体の数字についてちょっとごまかしがあるような感じがするんですが、しかしそういうものを基礎にしているわけですね。そうするとあらゆるものが、五十三年度予算の置かれていた状態の中で、五十四年、五十五年試算したということでしょう。

○参考人(坂本朝一君) 今日受信料の問題をめぐって、あるいは番組編成の問題をめぐって、あるいは一体国際放送の問題にいたしても、いろいろの問題について、何かこういうものが出されることによっていま検討していると言われる。検討しているんだらうたら、こういうものは随々しく五十三—五十五年度の経営見通しなんという表題なんかつけずに、五十三年度の状態で仮に五十四年がいった場合、五十五年がいった場合はこうなりますよという話でいいんです、大体。こんなもの出されれば、五十三年度が置かれていた状態が最大の努力過程であって、そのまます五十四年、五十五年いくみにたいに理解されます

と、一体協会の今日の置かれている厳しい情勢というのを本当に身をもって認識しているかどうかということについて疑問になるというのが私の私見で、いや、それは少し言い過ぎですよ、そういうことじゃないんです、たまたま五十三年から問題をやっただけであって、五十四年、五十五年はもっと積極的にいろいろの方策を考えておりますからということもわかりませんがね。

一般的には私みたいなことが理解されるだろうし、とりわけいま協会の問題というのは、もう大臣が冒頭言われましたように、大変これは重要な役割を持っていらっしゃるわけですよ。ですから、そういう意味合いからいいますと、少しこの経営見通しなどという出し方は軽率じゃなかったかというふうにも考えます。しかし一回出たものですからね、余りそういうことを言ってもよくないと思いますので、出したものばかり非難してちゃいけません、いま会長が言われますように、早急に肉づけをして出すというわけですから、いつかわかりませんがね、早急といっても。大体いつごろなんですか。

○参考人(坂本朝一君) 現状でいまいつというところをお約束するのはなかなか困難でございますけれども、できるだけ早く検討して御報告できるような状態にしたいというふうにおかしく新聞にも出てますから、週刊誌などにそういう話の種にされているようなことでは余り愉快じゃありませんので、ひとつ早急に検討して出していきたいと思っております。

そこで次ですが、何回か説明受けていますから事新しく聞く必要もないんでしょうけれども、どうも会長の提案理由を聞きまして、大変きれいに提案されているんですけれども、最近大変民放が激しい競争をしていますね。もちろんこれは民放ですから同じ同業の立場で激しく競争されるのは当然なんだろうと思うんですが、ただNHKもどうもこれに巻き込まれてしまっていて、視聴率を高め

なくちゃいけないとか、あるいは大河ドラマというのですか、よくわかりませんが、何かそういう大型なやつで、NHKがまさに大変な企画をして、これが見られていくというふうな、何かこう民放の巨大化と言っちゃおかしいんですが、——というふうな意識があるんじゃないかというふうにも思うんですが、ないのかもわかりませんが、どうもそういうふうに思いますので、たとえば受信料の問題などからもくるのかどうかかわかりませんが、番組編成などに当たって少し変化が五十三年度は起きてるんですか。

○参考人(坂本朝一君) NHKといたしましては、公共放送としてその果たすべき役割を十分に認識して創意工夫をこらしてやれという郵政大臣の意見書もございまして、かつて昭和三十一年ごろでございまして、テレビ一億総白痴化というふうな世論の批判がございました。その際に、NHKといたしましては、総合テレビの午後七時半のところに、御承知のように報道教養番組を編成いたしました、そしてその見識と申しますか、そういう点を高く評価されたわけでございます。けれども、それから以後、やはり十数年の経過を経まして、視聴者の生活態度等かなり変化してまいりました。ちょうど昭和三十一年というときは、東京オリンピックの年でございまして、大体テレビの受信契約世帯数が千五百万ぐらいだったかと思いますが、それがいま二千七百万というふうな膨大な契約数になりまして、視聴者の価値観の多様化等々から言っても、やはりNHKとして果たすべき役割を認識しつつ、なおかつ皆様に愛され、理解され、お役に立つ番組の編成をすべきじゃないか。それには、その視聴者の生活態度に即応して番組の編成がえと申しますか、そういうことを考えるべきではないかという指示をいたしまして、四月一日からその手直しが行われるというところでございまして、なお詳しいことは担当から説明いたささせていただきます、基本的な姿勢としては決して娯楽優先、娯楽番組優先というふうなことで、いわゆる視聴率競争をするというふう

うな、そういう姿勢での改編ではございませんの
で、その点はひとつ先生にも御理解賜りたいと思
う次第でございます。

○大森昭君 いやどうも、私の質問が下手なのかもわかりませんが、一つ二つの例ですけれども、たとえば私どもよくわからないのですが、放送、大河ですね、それから相撲なんかの番組見ますと、いままで四時から二時間だったんですね。何か知らぬけれども三時からやるのですね、今度は。確かに国技ですから。初めから終わりまで見るのかどうかわかりませんがね、正直申し上げまして三時間もこれ見て、野球の好きな方はいいでしょうけれども、こういうのなんかは国民生活に即しているわけですか。

○参考人(堀四志男君) お答へ申し上げます。

来年度から、御指摘のように三時から相撲を放送する予定でございますが、これは現在でも、たとえば中入りのときとかあるいはその前後、十両及び幕下の好取組を紹介しております。ところがその後、それについて、もうちょっと早く、ことに有望な郷土力士を持っているところでは、なぜ十両の取組を全部紹介してくれないかという声、が、電話、投書等、あるいは視聴者会議等で数多く寄せられております。そしてそのやらない場合は、大体三時ごろ、私たちは再放送の時間にこれを充てておりますので、それよりは視聴者の要望にこたえて三時から十両の取組を紹介したらいいいじゃないかという結論になりまして、その予定でございます。

○大森昭君 あなたは視聴者の建議と言います
が、ここで大体問題が重要な場面になるわけですがね、正直申し上げますと、経営委員会があったりいろいろな委員会がありますね、番組編成委員会とか、いろいろな委員会がありますが、いまあなたが言う——それは電話かかるでしょう、相撲の好きな人がいるんですから。野球の好きな人だっていますから。野球だって練習しているときから映してくれ、そうすればきょうは王選手が調子がいいか悪いかわかるから。いますよ、いろい

るな人か。いるけれども、いまあなたが言われたのですが、確かにそういう人はいるでしょうけれども、じゃ、そういう形をどうやって集約してあなた、番組を編成するのですか。

○参考人(堀四志男君) 番組編成の手順は、大きく言いまして二通りに分かれております。局内の意見の集約、そして基本的な編成の考え方の説明、局外についての集約というものでございますが、これは大体ことしの場合には五月の中旬からこれを行いました。それからそれに並行して番組審議会の意見でございますが、来年度番組に対する希望を、各地方の番組審議会及び中央の番組審議会で大体九月ごろから意見をお伺いいたしましたして、十月に全国の番組審議会の委員長会議を開催

いたしまして、大体そこで来年度番組に対する御意向を集約するわけでございます。そしてその後、その御意見に基づきまして局内で取りまとめたりしました意見と突きまぜまして、十一月に中央番組審議会に来年度の番組の基本的性格について文章にしたものを諮問いたすわけでございます。そして実質的討議をそこで終わっていただきまして、それに基づいて具体的な来年度の番組編成の作業に入りまして、そして大体これをことしは一月の段階でほぼ決定いたします。

その間、局内におきましては、その編成計画に基づいて各種の試作番組を行うと同時に、番組審議会に先立ちまして理事会、経営委員会の議を経まして、そして最終的決定を一月に行い、そして二月にこれを公表するといった手順になってお

りまして、この手順は例年大體性格的には同じでございしますが、こゝしは少し早目に始めて、番組編成はもう少し早目に行つたということです。すなわち二月の終わりに新しい番組計画を発表する事ができる予定であります。

○大森昭君 いや、誤解があるといけません。私、番組一つ一つについてあれがいいとかこれが悪いとかという意味で言っているんじゃないや。あるので、ひとつそういうふう理解してもらいたいです。なぜこれを言いますかという、先ほ

ど、私冒頭に申し上げましたけれども、公共放送ですからね、協会は、民族とおのずと独自の立場があるだろうと、しかし今日の民族もなかなか競合していますから、いろんなことがあるでしょう。それに少なくとも善き込まれているようなことがないでしょうねという話が発端ですよ。

そこで、私はどうも正直に申し上げまして、相撲が三時間などというこの問題は、どういう手続で、どういう形で——それは確かに審議会にもかかったんでしよう。きのう私、記念式典に呼ばれて、ある番組編成委員の方にお話ししましたら、うんかかったよと、まあしかし言われているから異議なしと言ったけれどもという状態で、かかっていますよ、それはあなたの言うように、手

続は。しかしそういうふうに単純に、三時の時間
に一時間延ばして、十時でもいい相撲取りがいろ
から将来楽しみだ、そんな単純なもので番組編成
をしているんですか、あなた。そんな単純なもの
でやっているんなら、私は何もこの国会の中でこ
んな貴重な時間にこんな質問をしていませんよ。
ですから、私はきょうこれ以上あなたをいじめ
てもしょうがないんですけれども、端的に申し上げ
まして、少し経営委員会だか番組審議会だか何だ
かわかりませんが、そんなでたらめなことをやっ

てたつてこの世の中通りませんよ、はつきり申し上げまして。

そこで、私は一つの例で問題を提起したわけですが、これも従来からいろいろ問題になっているんでありまして、どういうことになってい

るかよくわかりませんから質問するんであります
が、たとえば公共放送という立場になりますと、
少なくともいろいろな民族との関係があって、こ
れは民族の方にまた怒られるのかどうかわかりま
せんが、たとえばオリンピックの問題ですね、こ
れなどはいろいろ金で買われて売られてというの
も、業界としてはあるんでしょうけれども、しか
し、協会がオリンピックの放送は出来ないことにな
っているんですか。どうなっているかよくわか
りませんが、どういうことになっているんです

か、このオリンピックは。

○参考人(堀四志男君) 現段階では、テレビ朝日が独占的放送権を持っておりますので、現段階ではできないという見通しでございます。

○参考人(坂本朝一君) オリジナルのよう国民的な行事につきましては、やはりNHKとして放送する責任があるというふうに認識しておりますけれども、御承知のような経過で、現状ではテレビ朝日が放送権を独占しておりますので、私どもの方は放送することができないという状態でございます。しかし、その状態でいいかどうかという御批判は当然あるかと思えますので、それなりの努力はしなければいけないというふうに考えております。

○大森昭君　　そういう取り扱いになるわけですよ

か、御批判があればということ。そのオリ
ピックを努力しているけれども、協会が取れない
場合にはもうしょうがないんだと、御批判がある
だろうけれどもと、その程度なんですか。

○参考人(坂本朝一君) やはり相手がござい
ますので、その相手の方も納得し、なおかつ私ども
の立場といたしましては、NTV、TBS、フジ
テレビの委託を受けて交渉に当たったという前提
がございまして、それらのテレビ朝日を除く他の
民放さんとのいろいろなお話し合いも同時にしな
がら解決に当たらなければならぬという現状で
ございますので、現状としてはいま申し上げた
御理解賜りたいということでございます。

○大森昭君 ですからね、いまの場合はそれで話

を打ち切らざるを得ないんでしょうけどね、公井放送とは一体何かという原点に振り返りませう」と、さっきの相撲の話だってそうなんです。いろんなこと言われているのですよ、私どもが週刊誌だとか新聞見ますとね。たとえば高校野球の閉

題だってそうじゃないですか。もう熱狂的なファンがたくさんおられますし、とりわけ高校野球というのは、これは正直申し上げて、プロ野球とまじり違った意味でそれぞれの地域、自分の母校、県、そういう形で、ああいう問題でも、とにかくNPB

Kというのは、金でたかたかたと言つてと語弊がありますから、余りそういうこと言いたくないんですが、いはゆる民放と競争して負けたりやむを得ないという立場でNHKの運営を図っているんですか。

○参考人(坂本朝一) 負けたらやむを得ないというような、そういう甘い認識ではございませんけれども、しかし契約その他内容において、やはり視聴者の皆様に御納得のいくリーズナブルなものでなければならぬということ、そういう点についての検討もあわせてしながら事に当たつての立場というのも御理解賜りたいと思つて次第でございます。

○大森昭君 ですからね、きょうこれ以上余り詰りませんけど、やはり少なくとも公共放送の立場というところになれば、やはりどうしても民放さんがそういうことで占有権というんですかね、やられても、何とかやっぱり協会として分けてもらふものは分けてもらつて、しかし、それは相対的な状態の中で一体協会は、民放の方の言い分というのをどうやって受け入れていくかという問題も当然あるでしょう。そういう立場をきつて堅持をしてくれから努力をするというんではないんですけれども、そういう考え方があつたか、いんだかわかりませんが、現状はやむを得ないんですよ。これでは公共放送任しておけないでしょう、会長。もうちょっときつとした見解を述べ、できることとできないこととありますよ。しかし、あなたは協会の最高の責任者なんですから、決意を述べてくださいよ。

○参考人(坂本朝一) 私といたしましては、公共放送としては放送すべきテーマであるという認識に立っております。ただし、やはりその結論がリーズナブルなものでなければならぬということもあわせてあるかと思つて、そういう立場を御理解賜りたいと申し上げて、次第でございます。

○大森昭君 だから、そういうふうに言つてくれ

れば誤解をしないんですよ。そう言わないから、あなたの基本的な放送の編成に当たつては私に疑問を持つてありません、やはり何となく受信料をもらつてやつていくわけですから、金で競争するといふんなら、受信料どんだん上げてそれで競争する方法もありますよ。しかし、そんなことは許されないわけですから、協会というのは、ですから、当然そういうように民放の皆さん方と争つて、それでNHKはとりわけ視聴率を高めてなんという状態じゃなくて、やはり視聴率が上がらなくても、公共放送としてやらなきゃならないものがあるでしょう。それはそれでいいんですよ。別に何チャンネルを五時間も六時間も見たからいいなんて考えているのはどうもおかしいんですよ、私に言わせれば。そうでしょう。人間の能力なんというのはある一定の限度でいいんですよ、テレビなんというのは。外国なんかへ行つてごらんない、あなた、しょっちゅう朝から晩までやつてませんか。とまてますよ。福田総理は、口を開けば有限時代、何かといえは有限時代、テレビなんか朝から晩までついているじゃないですか。だから、もう少しNHKがある意味でやっぱりリードする立場というのか、いいですね、そう言う今度民放の方に怒られますからね。そういう意味じゃなくて、やはりひとつ相互に理解し合つて、とにかく金なんかで競争したつて勝つてませんよ、NHKは。ですから、どうかひとつそういう意味合いで、いま会長が言つたように、もちろんできることとできないことがありますから、あなたの責任を問うという意味じゃなくて、ひとつ精力的に、とにかく公共放送としてだれが考えてもオリンピックの放送をNHKがやつてないなんといふたんじや、とてもこれ、受信料なんて払ひ気しませんわ、正直申し上げまして、まあ努力していただきたいと思ひます。

○大森昭君 次の問題へいきますが、難視聴の問題なんです、これ、大臣、先ほど大変親切よく言われたんですが、具体的にどうなつていますか。

○国務大臣(服部安司君) 難視聴は、最近の傾向

で二つになるわけです。いままでは僻地、離島という問題に重点を置いてまいりましたが、御承知のとおりビル建設で、電波障害、都市難視聴という問題も起きておりますので、まず都市の問題から御答弁いたします。これは先般私が櫻内建設大臣に、きょうまで正常な状態でテレビを見るのができていたのに、おかやうな、今日突然、というのはちょっとオーバーですが、ビルが建つて、その周辺、また各地域で、映像に大変な支障があるというところは、私は現在政府がとつて原因者負担の原則にのつとめて、できればひとつ建築基準法の改正をしてもらいたい。たとえばここに三十階のビルを建てる、これを確認する場合に、どういった電波障害が起きるかどうかというのをまず事前にできれば技術的に解明をする努力を払う。これにはもちろん郵政省の地方の電波監理局も全面的協力をいたしまして、こういったことで原因者が、ビルができるまでに並行して今日の技術の許す範囲の最高の努力を払つて、迷惑をかけないように事前に措置すべきであるという要求をいたしましたところ、建設大臣も非常に好意的な態度で、現在この都市の難視聴問題については、いま郵政省電波監理局と建設省の住宅局とで鋭意会合を持ってこの対策の協議を進めている現状でございます。

いま一つの僻地の難視聴の問題でございますが、これは大変多岐にわたるわけでありまして、郵政省を中心に、NHK、民放各社も御協力いただき、精力的にこの解決のための技術開発、また新しいミニサテの開発、いろいろとやつていられるわけでありまして、正直申し上げて効果を上げることはなかなか困難な状態でございます。しかし、だからといって、先ほどお答え申し上げたとおりこのまま放つておくことは許されません。そこで私は、五十四年度には必ず思い切つた調査費をとりまして——というのは、先般関係機関と緊密な連携をとりつつ、私の大臣就任のときの一重要施策の一つにとらえた難視聴解消問題でありますから、検討いたしましたところ、残念

ながら完全な資料がまだ整つておりません。そこで、私はまず資料の作成に着手すべきである。これにはNHKも全面的に協力してくれることを約束してくれましたし、また民放関係とも緊密な連携をとりつつ、少なくともこの地域はこの方法によつて難視聴が解消する、またこのB地域はこうといった施設をつくらば完全に難視聴の解消がつくという一つの計画を立てて、これに見合う予算化、またNHK、民放の協力、これにおいてできるだけ早い機会に解決を図りたい。

あわせて、御承知のとおり、近く放送衛星を打ち上げるわけでございます。放送衛星を打ち上げて実験に入るわけですが、私は、この難視聴の解消にもかなり役立つものであるというふうに技術的な面から理解いたしておりますので、この実験を精力的に推し進めて、三年後によい成果を上げて実用衛星であつて解決を図りたい。両々相まって国民の期待にこたへたい、かように考えている次第でございます。

○大森昭君 いま大臣言われましたように、実用衛星の段階でおおむね消化される問題もあるんだらうと思つて、電波局長、五十一年の三月の六日に申し上げております「高層建築物による受信障害解消についての指導要領」というものは、もう改正されますか。

○政府委員(平野正雄君) ただいま御指摘の指導要領は、そのまゝ現在も生きております。

○大森昭君 いや、いま生きているのはわかるんですけれども、いま大臣の、もちろんいま建設大臣と折衝の中ですので、これが具体化していけば、当然この指導要領は書き直しになるんじゃないですか。

○政府委員(平野正雄君) 先ほど大臣から御答弁いたしましたように、ただいま建設省の方と詰めておりますのは、建築基準法を改正をいたしましたし、また建設省の方と詰めて、建築確認申請が出てきた段階で、建築確認をいたしました段階で原因者負担主義を貫くと申しますが、対処することが可能かどうか、その結果に

をいままです住民の方々に申し上げることはできなかったわけでございます。

それから第二点でございますが、これは大体四月の初旬くらいから本格的な飛行が始まりますので、その際にいち早く調査をいたしますと同時に、住民の方々から申し出も受けまして、これに基づいてフラッター防止アンテナの取り付けだとかあるいは共同受信アンテナの取り付けだとか、あるいは鏡子にございますUHFのサテライト局を利用いたしまして、この電波によってこういうようなフラッターの障害を軽減していくというような対策を考えておる次第でございます。

○大森昭君 いずれにしても迷惑する人がいるわけですから、より積極的にひとつ解消をいたしたくことをお願いをいたしまして、私も余り専門家じゃありませんから、成田空港の問題はこれで打ち切りだと思います。

そこで受信契約と未契約の——受信料でNHKは運営しているわけですから、この状態というのは先ほどもちょっと触れたんですが、少し私は協会の皆さん方と見方を異にしているのではありませんが、一体受信契約と未契約の最近五、六年の動向といひますか、それはどういう状態になっているんですか。

○参考人(中塚昌胤君) 未契約というのをどういうふうに見ても見えてくるかということでございますが、一番もとに全体の世帯の数がございまして、この全体の世帯の中にはテレビをお持ちでない世帯が当然ございます。そういうものをどういうふうに見るかということでございますが、この全体の世帯の中には単身の世帯と、それから二人以上の世帯、そういうふうに分けて考えておるんです。で、昭和五十二年で見ますと、大体一七％の単身世帯がございまして、この単身世帯については、私どもはテレビをお持ちになつていない率が五〇％、それから二人以上の世帯では九八％というふうに見ております。これは経済企画庁の調査の結果の数字を利用しているわけでございますが、そういうふうに見ております。

したがって、全体の世帯の中で当然テレビをお持ちになっていない方がある。したがってそういう計算の方法をとりまして、全体の世帯の中からテレビをお持ちになつていない世帯の数をひき出しまして、それに対して現在の世帯の契約数はどれだけあるか、その差を私どもは未契約というふうに言っているわけでございます。これはここ数年の経過は大体三百万前後の未契約の数字でございます。

○大森昭君 私はあなたが言われる数字がどうも理解ができないんです。協会は受信料で成り立っているわけですからね、ですから経済企画庁の数字だとかなんとかというんじゃなくて、もうちょっとととて、たとえば九十カ所ですとか営業所があるのは、そういう状態の中で、もう少し的確に、一体テレビというのは何台あるのかと、国勢調査じゃないですが、五年に一過ぐらいいやっていますけれどもね、もったいなくしたものを把握されておられなければ、私はどうも——もちろん私は協会自身が軒一軒くまなく一〇〇％契約を結ぶといったって、そんなことばかりやっていたんじや、これはとてもじゃないけれども協会成り立たないと思いますよ、これは一〇〇％やるために一切の人員を動員していったんじや。しかしそうかといって、いまあなたが言うようにあんまり大ざっぱに、契約していないのは三百万世帯ですと、何かこうざらつと言われますと、一体契約して受信料払っている人の立場はどうなのか。少なくとも年々、しかも未契約者というものが減少しているならいいんですけども、減少してないんでしょ、これ、どうなんですか。

○参考人(中塚昌胤君) ここ数年の傾向は大体横ばいでございます。あなたの答弁はもっぱら世帯と言っていますから、いわゆる事業所除いての数字を言われているのかですね、一体事業所の関係はどうなつていて、世帯の関係はどうなつていてという状態で両方とも横ばいということですか。

○参考人(中塚昌胤君) 未契約の世帯で申しますと、昭和四十九年度が二百八十六万、五十年が三百、五十一年度が三百十、五十二年の見込みでございますが、三百、それから五十三年度はこれを二百九十九万というふうにしたいというふうに考えております。これは世帯の未契約の数字でございます。

で、先ほど先生おっしゃいました、私どもが現実に契約を取り次ぐ活動をいたします場合には、これは全戸訪問ということをやっているわけでございます。現場の第一線の集金取扱者には契約者のリストを持参させております。この契約者のリストに載っていない家庭、これは一応未契約の世帯であるという前提でその家庭を全部訪問させていただきます。で、テレビをお持ちであるかどうかというのを確認をしてお持ちであれば契約を取り次ぐというやり方、それから転入者——転居してこられた方、そういう方の情報をできるだけ早くつかんでそういう転入者の世帯を訪問するというやり方、それから転出された場合、これは後に必ず後住者というのがあるわけでございますから、転出された後を必ず訪問させる。そういうやり方で、原則といたしましては、とにかく現場の第一線の集金取扱者が全部の家庭、全戸を訪問すると、そういうやり方をやっているわけでございます。

先生おっしゃいますように、各営業所で各家庭のテレビの所有の有無というのを確かめておくべきではないかということもございまして、さきでいふけれども、世帯というのは常に移動をいたしております。転居というのがずいぶんあるわけでございますから、そういうところの後をどういうふうにして捕捉するかということも私どもは一番の泣きどころと申しますか、そういうところをどうして捕捉するかということにつきまして、先ほど申し上げましたような市町村役場からの情報をもちまして、そういうやり方で転入者をできるだけ早く捕捉する、あるいは転出された場合には、その後の居住者の捕捉をできるだけ早くやるというやり方をやっているわけでございます。

○大森昭君 転居の問題なんというのは、水道でも電気でも郵便でもみんなあるんであってね、協会だけじゃないですか、転居によって受信料の徴収が芳しくないなんというのは余り理由にならぬし、同時に私は、契約をしないという状態の中で、NHKの放送を見てないから私は払わないんだという部分があるというのですけれども、そういう契約に行つて、契約をしない理由を言ったらどういうふうに説得するのですか。

○参考人(中塚昌胤君) NHKの放送を見ないから払わないという方がおられることは確かでございます。しかし、そういう場合に私どもが現場に指導いたしておりますやり方は、日本の放送体制というのはNHKと民放の二本立てになつていて、民放はコマーシャル、電波料で成り立っている。NHKというのは受信料だけで成り立っている公共放送である。日本の放送体制としてはそういう二本立ての放送体制が正しいということである。NHKというのの社会において必要な存在である。それを維持していくのは受信者の皆さん方からいただく受信料のみで成り立つものである。そういうやり方が一番いいやり方なんだ。したがって、NHKの放送を見ないでいることができる受信機を設置した場合に契約をしなければならぬということ、法律では決められている。したがって、受信者の方からは、契約をしないでいただいて受信料を支払っていただくかきやらないのだというふうな説明、説得をさせているわけでございます。

○大森昭君 中塚さんに何かおっしゃったみたいな質問をして申しわけないのですが、私はそういう意味じゃなくて、いま中塚さんが言われたようなことならば、やはりNHKを見てないから払わないのだというんじやなくて、払わない理由が別に角度が変わってくるというふうには私は見るわけなんです。いや、大抵なものじゃないと、幾ら説明したってやっぱりそれはいいかないんだと言いかもわかりませんがね。私は少なくともいろいろんな方がいるから、先ほども言いましたように、

一〇〇%受信料取るなんてなかなか困難ですよ。それは認めます。しかし、少なくともNHKを見てないから受信料を払う必要がないんというところがまかり通っておったんでは、これは協会だけの問題じゃないんですね。まさに放送というのは豊かな人間をつくるという使命を持ってやっているわけでしよう。同時に、集金に行っても、人に接する場合にも、やっぱり協会の人たちというのはそういう番組を通じてだけの問題じゃないですよ。歩いている家庭の中で、やはりその人が下らない考え方を持っていていや、仕事を通じて積極的になんていいと思うのです。私は、ですから、そういう意味合いでいま実は言ったわけで、大変失礼な質問になっているのかもわかりませんが。

そこで私は、日常たとえば意識的かどうかわかりませんが、受信料の未納者がふえているとか、新聞記事に出ますね、見たことがあるでしょう。そういうことに對して、私は新聞社なら新聞社に對して、あなたがいま言うのは横ばいだということですから。そうでしょう。横ばいということは、数で言えばふえているんですから、総体的に数は。核家族の状態もふえているんだから。ですからパーセンテージは横ばいという意味ですから。そうすれば、未納者がふえているなんという新聞記事に對しては、断固として協会は、いかなる仕儀に基づいてそういう記事を出すのか抗議を申し込まなければいけないし、同時にNHK自体がもっと良心的に——いまあなたが説明されたように、受信料を払って皆お互いにテレビを見ているんだということ宣言しなければいかぬと思うんですよ。とりわけ、いま問題になっている、アメリカ軍との関係で、新聞記事で読みますと、中塚さんが冗談じゃないと、黙って引込んでおられるかということになっていますがね、一体この見通しはどうですか。

○参考人(中塚昌胤君) 米軍司令部の方から、N
H区の受信料は一種の税金であると、したがって
これは日米地位協定十三条三項によって税金は

免除されているのであるから、アメリカの軍人軍属等は支払わなくてもいいんだという趣旨の見解を出したわけでございますが、それに対して二月の二十日付で、この通告に対して抗議をいたしますと同時に、これを撤回し、かつ受信料支払いの協力を要請する文書を出しました。これに對しまして司令部の方から、再三の督促をいたしました結果、三月十四日付の文書で回答をしてまいりました。これは前と全く同じ見解を述べたもので、これは個人の所有物に対する一種の税金というふうに解釈して、したがって支払う必要はないという従来の考え方を全く変えておりません。

で、これに對しまして、私の名前で三月二十日付で、再度米軍司令官宛てに文書を發送いたしました。アメリカ側の見解を重ねて否定いたしますとともに、具体的に、私どもはこれは地位協定十三条三項によつて免除されるものではないという解釈、かつまた郵政省、外務省の見解も同じであるから、NHKとしては受信料を支払ってもらわなきゃならない。したがつてその具体的な支払いの方法等について直接會つて話をしたいというふうに申し入れました。それに対してまだ先方からの返事は參つておりませんけれども、この問題はいままでのところ、受信料の性格をめぐつて平行線をたどっているという状況でございますが、私どもはさらに今後とも郵政省、外務省の御協力も得まして、さらに問題解決のために努力を重ねていきたいというふうに考えております。

○大森昭君 私は正直申し上げまして、どうも横ばいというのは余り信用できないんですけれども、横ばいだと言われているのにそうじゃないというのも余り失礼ですから、あなたの答弁で議論を展開しているんですが、こういう状態のときに、受信料制度というものは変革する気はないわけでしょう。とにかくこのままの状態で、どんな努力しても受信料を集めて協会を運営していきたいというのなら、こういう段階の中で、従来からいわゆる受信料制度、一体税金なのかなんて問題提起してくれませんか。一般の人にはわか

りませんよ。われわれが少し勉強して、ああそうか、それはいろんな説があるんだと、受信料をただ集めるのも学説的にはむずかしいんだというのがわかるんでありまして、一般の人はわかりませんから。ですから、そういう意味合いからいけば、もう少し——別に、米軍との兼ね合いという意味じゃないんですけれども、積極的にやっぱり受信料制度について論理の展開をしてやりませんか、何もないときに、NHKは受信料をいただかないとやっていけないんですなんて話をしたって、これはどうにもなりませんから。ですから、いろんな、カラジオから金を取ったらどうかとか、まあいろんな事業所も、小さい事業所も含めて取ったらどうかとか、いろんな議論があるようですけれども、余りいま協会はそういう問題に入るんじゃないくて、従来どおり、とにかく受信料の収納を図ってやっていきたいというのなら、もっと積極的の機会をとらえて問題の展開を図るようになつてほしい。

同時に私は、もう各論部分、やっていりや切りがないんでありますが、もうちょうど昼飯の時間ですからあれですけれども、総体的に質問いたしまして感じたんですけれども、冒頭、大臣に少しお世辞を言いまして、審議会の話をしたんですが、どうも話を聞いている中で、経営委員会のメンバーの刷新の話も出てこないし、それから放送番組審議会も、まさに形骸化していますよ、まあ、ほんとの話。きのうもいろいろ話聞きましたけれども、全く放送について意見を聞わして、けんけんがぐがくなんという状態じゃないんですよ。皆さん方が提案したやつを、異議なしでもってやっているだけです。ですから私は、そういう意味からいけば、制度をつくっても、その制度を活用する皆さん方が最大の努力を払わなければ、事はそのまま流れるんですよ、正直申し上げて。しかし、そういうことを言えば、正直に言っていて、また野党の議員というのは人のいやみばかり言っているのかと言うから余り極端な言葉は使えません、が、もう一度、もう一回、あなた方が、も

う国会の予算が通るとか通らないじゃないやなくて、振り返ってみていただきたいんですよ。相撲の問題だってそうですよ。ああいう答弁でもって国会の中は通るかもわかりませんが、そんな状態じゃないでしょう。

とりわけ私は、いま何といつても問題になりますのは、内部の中の人たちとの意思の疎通ですよ。それは部外の人たちとのもちろんそういう何とか委員会も大いに聞かなきゃいけませんけれども、仕事に携わっている方々も、相当な受信料の行き先の問題、赤字の問題、郵政省、郵政大臣じゃないけれども、効率的に経費を減らせないと言ってるんですからね。言っていることはちつとも私わからないんですけれどもね。経費を減らせということは、これは意欲というのは非常になくなるんですよ、働いている人たち見ると。経費はたくさん出してやるからいい番組つくれと、そのかわりむだはだめだよと言ふんらいいんですけれどもね。経費節減して、それでもつやれなんとやうと、やっぱりこれは芸術の分野ですからね、われわれと違いますからね、正直言つて。それはもう金をかければいい番組ができることははっきりしているんですよ。と思うんです、私は素人です。すからよくわかりませんがね。

ですから、そういう意味からいえますと、今日の協会を見まして、非常に暗い話もあるし——日本全体が不況ですから、いろんな暗い話が多いんですけれども、少なくともテレビぐらいは楽しい、そしてまた教養が高まるテレビを大に見してもらえませんか、「日本丸どこへ行く」になっちゃいますから。どうかひとつ、そういう意味合いで、部外的にも部内的にも多くの意見を聞かされたNHKをひとつやっていたきまして協会の運営を図っていただくこと等を最後にお願いをいたします、少し時間も余っているようであります。が、質問を終わらしていただきます。

○委員長（栗原俊夫君） 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十五分に再開することとして、

休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後一時二十三分開会

○委員長(栗原俊夫君) ただいまから通信委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○最上進君 ます、坂本会長にお伺いをしたいのでありますが、五十一年度を起点といたしましたこの中期経営計画もいよいよ本年度で最終年度に入るわけでありまして、現時点におきましていわゆる中期経営計画の実施見込みが、計画に比べてどのような状態になっているか、まずお示しをいただきたいと思ひます。

○参考人(坂本朝一君) 具体的数字の経過につきましては担当から御説明させていただきますと思ひますけれども、先ほども申し上げましたように、経営計画の当初において、百十二億の見込み収入減がございましたけれども、それはいろいろ努力いたしまして、現在御審議いただいておりますような形に集約した次第でございますけれども、その経過の数字につきましては山本事務からの御説明をお許し願ひたいと思ひます。

○参考人(山本博君) ただいま会長から基本的なことを申し上げましたけれども、五十一年度から五十三年度の三カ年計画と申しますのは、国会でその当時御審議をいただきました御承認を得た計画でございますが、内容といたしまして、今日の時点で振り返ってみまして、どういふ点にそこが来ておるかとお申しますと、第一には受信料収入、こういう点が一番大きなところを来した内容でございます。この点はいろいろな推移をいたしておりますかと申しますと、第一年度は、これは二カ月の暫定予算という事態がございまして、その当時計算をいたしまして約百十二億円の減収であるという事態が起こったわけでございます。

しかしながら、決算をいたしましてみますと、百十二億円の収入不足だけではなくて、その後の受信料徴収の状況というものが必ずしも順調にまいりませんで、第一年度だけで申しますと、約二十三万件ぐらいの契約純増が達成いたしております。したがって、第一年度におきましては相当大きな減収ということを引き起こしたわけでございます。

それで五十二年度になりました、これは当初の見込みでございますが、取支相償という予定になっておりました。しかしながら、第一年度がその当時の見込みで約百八十億の黒字を出して、それが二年目に取支相償になって、第三年目にその百八十億が持ち越されまして、第三年度の赤字百八十億を補てんをするという計画で御承認を得たわけでございますが、第二年度は、いま申し上げました第一年度が百八十億ばかりの黒字になる予定が九十億足らずの黒字にしかありませんというところによりまして、第二年度は何とかして取支相償よりももう少し努力をしようじゃないか、これは企業努力をもっとしなければ、このままの推移では非常に大きな危機がこの三年度内に来るであろうというところで努力をいたしまして、五十二年度は、これは五十二年度の予算で御承認を得たときに出しました数字でございますが、二十億黒字を出す、こういう計画にいたしておりました、これは目下予算進行中でございまして、決算が済みませんと最終的な数字は出ませんけれども、この点につきましてはなお現在NHKの内部で企業努力をいたしまして、この二十億以上にさらに黒字の額を上げようというところで鋭意努力中でございます。

で、五十三年度の予算が現在御審議をいただいておりますが、これが先ほど来お話がありました二十九億の赤字になっております。これは支出充当も入れますと百十八億の赤字になりますけれども、これを第一年度と第二年度とのいまの九十八億と、それから二年目の二十億と、これを合わせて百十八億の持ち越しによつて補てんをし

て、第三年目といたしましては、数字の上では完全に三カ年間の初めに予期をいたしました三カ年間のサイクルで収支を相償するということは一応できております。なお五十二年度の決算、それから五十三年度の予算の執行過程においてさらに企業努力という面では努力をして、この点の改善方を図りたい、こういう気持ちでございます。

で、支出の方でございますけれども、支出の方は当初一三%でその当時計算をいたしました。これは石油ショックがありました後でございます。これは物価の上昇率あるいは人件費の上昇率、その他もろもろの支出増の要素がございまして、特に五十一年度以前は約八カ年にわたりまして受信料改定ということをしていたしてございまして、たとえば建設計画なんかは償却費の範囲内で抑えていくということを三カ年ほどやってまいりましたので、いろいろな意味で老朽施設などが改善されておりましたので、この点を少し五十一年度以降において改善をしようというふうな計画もございましたので、五十一年度から五十三年度までは平均いたしました約一三%の支出増ということで見込みましたけれども、いま、午前中からもお話がありましたように、現在の経営状況から見ますと、なおいろいろな節約をしなければならぬということ、計画の見直しその他をいたしまして、たとえば一三%の支出増のものを一五%まで落としまして修正の計画をつくりました。その結果、先ほど申し上げました中で、建設計画の部分につきましては、多少暫定予算のしわを解消するために、建設計画も、一般の事業予算のほかに相当の計画を繰り延べました。

したがって、事業支出の中では、建設計画の部分において、当初予定した計画というものが多少五十四年度以降にずれなければならぬというものの、地方の会館とか研修所とか、そういうものにつきましては建設をおくらししております。あるいは大電力の問題につきましても、五十四年度以降にずれ込まれるというふうな手だてをとりまして、建設計画につきましても二カ年間で二十五

億円落とすという措置をとったわけでございます。

それから難視解消につきましては、これは三カ年間でほぼ当初の計画どおり実施をすることができる見込みでございます。いわば、計画全体の中に緩急と軽重というものををつけまして、総合的に当初立てました実態的な計画というものはほぼ予定どおりであるのではないかと。

最後に、そういう措置をとりましても、最終的に受信料の欠損というものが響きまして、三カ年間の総合的な赤字というものは、事業収支で約百五十億円ばかり発生いたしました。いまの百十二億の暫定予算分も入れてございしますが、その百五十億ちょっとの金額のうち、約三十億をこれは資本収支の部分の改善によつて賄ひました。後、百二十億ばかりがどうしても事業収支の中でNHK自身の努力でこれを解消しなければならぬという金額として出てまいりました。これを、三カ年間に百二十億につきましては、これは経済情勢——いろいろ物価の上昇が、当初見込んだよりも結果として低くなりましたし、それから金利の問題も大分低くなりました。また、NHKの企業努力というものの、その期間において相当節減計画を厳しくいたしまして、この百二十億の事業収支というものを賄ひ切ったわけでございます。それで総合的に、三カ年間の最後の五十三年度においては取支相償で、計画におきましては、ほぼ順調に推移をいたしまして、建設計画の一部において五十四年度以降にずれ込まなければならなかったというのが大体の内容でございます。

○最上進君 大体大まかな御説明をいただいたわけですが、確かにいま御説明のとおり、取支の均衡というものは、大体まあ皆さん方が公約をしてこられたとおり実現できる趨勢にあると見ていいと思ひます。しかしながら、事業収入の大半を占めている受信料収入というものが、例の五十一年度の暫定予算の編成に伴ういわゆる受信料改定時期のおくれ等による減収を考慮したにしても、やはりかなり落ち込みをしているとい

うことは私共は事実であろうというふうに考えているわけでありまして、これは、受信契約の増加目標件数が、当初計画に比べて三十二万件、補正に比べて十二万件の減となつてゐることから見ましても、容易に推察できることとあります。さらに受信料のその滞納件数も、受信料改定を契機にして、かなりやはり増加をしてゐるようでありまして、NHKはこうした事態に対してはどのような分析をされておられるのか、この点についてひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○参考人(中塚昌風君) 確かに先生御指摘のように、五十一年度におきましては、先ほども山本事務から申し上げましたように、当初の七十万の目標に対して四十七万という増加しなかつた。約二十三万の落ち込みがございました。また滞納件数にいたしましても、五十一年度だけで約十六万の滞納数の増加ということになりました。五十一年度がその前年度であるいは前々年度等と比べてこのように契約総数の増加が悪く、かつまた滞納数が急激にふえたという一つの一番の原因は、私はやはり受信料の改定、いわゆる値上げというものの影響が一番大きいというふうに思つております。それと、やはり価値観の多様化と申しますか、そういうことによるNHKに対する批判的な意見をお持ちの方がふえてゐるということ、それから生活態度による不在世帯の増加というふうなものがあるであろうというふうに分析をいたしております。

○最上進君 まあ五十三年度の収支予算を見てまいりますと、事業収入の対前年度伸び率が大体二・五％であるというふうに出てゐるわけでありまして、それに加えて事業支出のパーセンテージは一・二％となつてゐるわけでありまして、この結果、単年度収支では二十九億三千六百万円の赤字となつてゐるわけでありまして、この赤字は五十二年及び五十二年からの繰越金の一部で補てんをしていく。残余の繰越金、大体八十八億九千四百百万円は、これを全額資本支出充当、つまり債務償還のために使用するというところでございます。

この資本支出充当はかねてからの計画であるとはいひながらも、今日のようないわゆる低金利時代に入つた、こうした状態が続いております中で、しかも昨年見直した財政計画の規模から二十億円の多額の債務償還をしなければならないという積極的な理由が私どもには見当たらないというふうな思ふわけでございまして、むしろ、五十四年度以降の事業安定化資金として当然活用するため、その使用を保留しておくべきではないかというふうにも思われるわけでありまして、この点についての御当局のお考えをお聞かせをいただきたいと思ひます。

○参考人(川原正人君) 結論から申し上げますれば、私どもとしてはやはりこの債務償還は、財政の健全化、ひいては視聴者の利益ということのために予定どおり実施をいたしたいというふうに考えております。

多少内容について申し上げますれば、御指摘のとおり、五十三年度予算において八十八億九千万円を債務償還の必要財源といたしまして、五十一、五十二年度から繰り延べしてきました繰越金の中から八十八億九千万円を債務償還の財源に充てることにいたしております。ただ、これは中身は御承知のとおり、このうち実は放送債券の償還に充てるものが十七億九千万円ございまして、これは放送法の定め並びに償還期限の来るものの財源の不足という点から、どうしても償還をいたさなければならぬ金額でございまして、したがって、もし政策的な判断を加えるとするれば、その残りの銀行からの借入金返済を考慮しております七十一億円でございまして、これは私どもが銀行から借入れをいたします場合に、原則といたしまして、翌年度から返済期限十年という前提で借入れをしております。そういうことと、そのための借入金の返済五十五億あるわけですから、五十年で、協会の財政が赤字財政を組みましたときに、やむを得ず借入金で賄つたものがまだ返済いたしておりますので、その分の返済すべきものが約十六億円、こういう内容になつてゐるわけでございます。

いづれにつきましても、この借金につきましても、五十一年度料金改定をいたしますときの経営計画において、国会の御審議あるいは視聴者の御理解を得て、これは返還をしようと、それを前提としまして現行の受信料額も計算してあるわけでございます。先ほど申し上げましたように、やはりNHKの財政を健全化していくためには、これらの借金はきちんと返しておいた方が私どもとしては将来のためになる。この方がまた視聴者の利益にもつながるというふうに考えておりますので、これは計画どおり返還をして財政の健全化を図りたいと、かように考えておるわけでございます。

○最上進君 一応理解できないこともないんですが、昨年見直した財政計画の規模を二十億円も上回る多額の債務償還をここでどうしてもしなきゃならぬんだというふうな話を聞いていても、積極的な理由というものは見当たらないという、私はまさに指摘に尽きるような気がするわけでありまして、この辺についてももう少しひとつ詳しく御説明をいただきたいと思ひます。同時に、参考に、いままでの銀行からの借入れの条件等についてひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○参考人(川原正人君) 昨年の計画の見直しのときに、確かに債務償還をこれほど考えておりませんでした。これは当時の私どもの財政状況の見通しの中で、なかなかそれだけのゆとりが出てこなかつたわけでございます。その後、先ほど山本事務から申し上げましたとおり、協会もいろいろな努力をいたしまして、支出の方をさらに圧縮することが可能になつてまいりました。そういう全体の財源の中でもって債務償還の可能性も出てまいりました。これはやはりきちんと返しておくべきで、財政健全化のためには可能な限り借金はやっぱりきちんと返しておかなければ、将来に禍根を残すと考えてこのような措置をしたわけでございます。

現在、銀行からの借入れでございますけれども、今年度末で約二百五十四億圓ぐらゐになる予定でございます。この借入れにつきましても、かなり協会といたしましては銀行から優遇措置を受けておりまして、一番安いプライムレートで借りております。

○最上進君 一番安いプライムレートでお借りになつてゐるということですが、参考にとつと聞かせをいただければありがたいと思ひます。

○参考人(川原正人君) 現在四・五％の金利でございます。

○最上進君 わかりました。

五十三年度の予算における収入、支出の伸び率から見ましても、五十四年度の事業収支は相当大幅な赤字が避けられそうにもないというのが私ども憂慮してゐる一つの現象であります。五十四年度以降の収支見通しは一体どういふふうになつていくのか、先ほど来質問に対するお答えもあつたわけでありまして、今後の財政健全化施策としてどのようなことを考えてゐるかを含めて、ひとつもう一度御説明いただきたいと思ひます。

○参考人(山本博君) 五十四年度以降長期的に物を考えなければいけないという御指摘は、いろいろな角度から受けておりまして、ごもっともだと思ひます。ただ、現在のNHKの財政健全化という角度から考えてみますと、現在、NHKの財政というものは、現在の放送法のためから申しまして、全く受信料に依存するお形になつておまして、今後三年なり五年の見通しを立てますと、相当な赤字というものが——収入はたゞいまお話がございましたように、どんなに大きく見積りましても、現在もう世帯の増加率というものが非常に低くなつておまして、たとえ五十三年度の予算の中身におきまして、六十万世帯という計算になつておまして、これは従来考えておりました七十万世帯よりさらに十萬世帯落として計算せざるを得ないという状況になつておまして、ここ数年の先行きの傾向といたしましては、

伸び率はほぼ二％台、こういうことが避けられないと思ひます。五十三年度が二・五でございすが、五十四、五十五という線で考えましてもやはり二％台、しかも二％のなんだん下降線を描いた二％台ということに見込まれます。一方、支出の方は、これもいろいろな物価の上昇あるいは人件費の適正な確保、こういうような点から見ますと、二％台の範囲内でおさまるといふことは不可能でございます。

したがって、財政の健全化という角度からいいますと、私は今後五十四年度以降どこかの機会におきまして、やはり受信料というものについて何らかの措置を考えなければならぬ時期がござるを得ない。五十四、五十五の傾向といたしましては、ほぼこれは先ほど申し上げましたけれども、従来の五十一年から五十三年度の計画ですと、支出は約一三％台で計画をいたしましたけれども、今度の見直しといふことが、試算といたしましては一〇％台くらいに何とか抑え切れないうちかというところで試算をいたしまして、相当内容的にも効率化、節減といふようなものも織り込んで考えてまいりました。一〇％台といふものはこれは見込みをござるを得ない。となりますと、どうしてもそこにいるようなギャップが出てまいります。しかし、それはけさ方も会長が申し上げましたように、ただNHK側のいろいろな努力、そういうものを総合的に、これは全協会を挙げて総合的な努力をいたしますといふことと結びついて考えなければならぬことであつて、直ちに受信料値上げといふことに直線的に結びつくという方策にはなりませんけれども、いずれにいたしましても五十四以降の収支といふものは相当な支出と収入との間のギャップといふものが出てきて、ほぼ一年間の事業支出におきまして一〇％台で、細かい計算はなおいろいろなもので詰めるなければならぬけれども、一〇％台といふことで試算をいたしますと、二百億ちよつとぐらゐの事業収支上の収入不足といふようなことが見込まれるといふことと考えております。

○最上進君 大變るる御説明いたしてくんでありますけれども、いまもちよつとその本音がお出になつたような感じがするんですが、それだけの、二百億にも及ぶような大幅な赤字が出そうであるという中で、直線的に値上げにつながるというところではないけれども、五十四年度以降、何か受信料に対して何らかの措置をもつて解決の一助にするような御説明で、大變回くどくどわかりにくく、いんであります。要約して、五十四年度以降かなり早い時期に、要するに受信料の値上げをする可能性といふものがあるのかどうか、その辺について明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○参考人(坂本朝一君) いま山本事務から御説明申し上げましたように、NHKの収入というのは受信料以外ないわけでございますので、どうしても受信料改定をお願いしなきゃならぬという事態があるといふことは、これは避けられないことかと思ひます。ただし、赤字になりましたから値上げしていただきたいといふような安易なことでは、なかなかその理屈は通らないと、そういう突

態でございしますので、そこら辺のところ、まずわれわれが経営努力を示して、なおかつどうしてもNHKの存在を保つためには、あるいは受信料制度を守るためには、これだけの不足を受信料改定によってお願いしたいといふふうにして持つていって視聴者の御理解を得なければ値上げはできないんじゃないか。その前提となる経営努力と申しますか、そういうものをまずお示しする必要があるであらう、そう申し上げておる次第でございします。で、その点はいましばらく御猶予願ひたいと思ふ次第でございします。

○最上進君 私は、受信料が改定された後のNHKの経営努力といふものに対しては、かなりやはり関心を持って見てまいりましたし、それなりの努力をされたといふ点では評価をしてゐる一人でございます。しかし、やはりNHKはきわめて厳しい経済環境下にあるといふことも事実でありまして、郵政大臣は意見書の中で、「国民生活に及ぼす影響を考慮し、受信料の改定を極力抑制するよう努め

るべきである。」といふふうにも指摘をされてゐるわけでありまして。私もこの点についてやはり同感であります。現在の社会経済事情から見ても、受信料の安易な改定が許されるような状態ではないといふこともまた事実でありまして、協会当局に一層の経営努力をお願いしなければならぬわけでありまして、この点について、先ほど来意見書でお話をしましたとおり、郵政大臣も指摘をされておりますが、いまの会長のお話を伺つておりました。これはやはり受信料の改定によらざるを得ないといふ趣旨のお答えと私はとつたわけでありまして、この点につきましましては、郵政大臣、どのようないまお感じになられたか、お伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(服部安司君) 私は意見書には、正直申し上げて、もう前段階では、絶対値上げは認めないといふことを打ち出したわけですが、結果的にいろいろ話し合つてこつた意見書になつたわけでありまして、なぜ私が、料金で、国民の公平な負担で経営しているいわゆる公共放送のNHKの収入、ただ唯一の収入源である料金を上げないかといふと、私は現在のNHK経営そのものに非常に危機感を持つております。所管大臣として、やっぱり一六千数百人の職員も擁してゐるわけでありまして、いかに節減しろと言つたつて、これやはり年々、現時点では多かれ少なかれ給与の改定も行われる。これはとめるわけにはまいりません。生活がかかつてゐるわけでありまして、

だから、私ははつきり申し上げて、会長以下、幹部はもちろん全職員が一丸となつてひとつ静かに見きわめてくれ、見きわめなさい、過去の経営のあり方を。言うならば、自覚をしてもらいたい。先ほど大森先生から、君、値上げを抑えてどうやっていい内容のものをつくれるんだといふ御指摘がありました。私は素直にその御意見も認めたいと思ひますが、しからば創意工夫といふものはどこにあるのか。やはり経営者は創意工夫を図り、経営の基本は最低の経費で最高の効果を

上げるという努力をするべきである、こういった考え方からあのような意見書をつけたわけでありまして、現在も、私は、今後監督官庁の立場から、皆様先生方にこの予算をお認めいただいて経営に入つても、厳しくその経営のあり方を見きわめつつ、値上げは認めない、認めるべきではないといふ考えには変わりもございません。しかし、大きく状況が変われば、これは私もそれを最後まで固執するわけにはまいりません。

と申しますのは、私は、この意見書を書けば、後はもう先生方にいろいろと御審議いただいて結果を出してもらつたわけでありまして、私の意見書が間違つておれば、これはおしかりも受け、また時によつては是正をせねばならない場合もあると思つております。国民が納得のいく状況のもとに値上げといふものはやるべきであるといふ考え方をできる限り堅持したいといふのが現在の郵政大臣としての心境でございします。

○最上進君 昨年、たしか会長の諮問機関としてNHKの経営問題委員会、これが設置されたわけでありまして。協会運営のあり方に関する基本的な事項について検討を続けておられるはずであります。この委員会におけるこれまでの審議がどのように行われてきたか、またその内容等についてひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○参考人(反町正喜君) お答えいたします。先生のおっしゃいましたように、昨年の六月に経営問題委員会、発足いたしました。この趣旨は、先ほど申されましたように、このNHKの業務のあり方を基本的に少し洗つて、将来の長期展望に立つた公共放送のあり方を御議論願ひたいという趣旨で、そういう趣旨から、NHKの経営に非常に造詣の深い先生方十一人を御委嘱申し上げまして、大体六月から毎月一回ずつ御審議をお願いしてゐる状況でございします。最初、五十三年度NHK予算との関連もございまして、国際放送の問題でありますとか受信料の免除の問題でありますとか、御審議いただきましたけれども、現在ではNHKの基本業務のあり

方、あるいは経営財源の問題、あるいはNHKに對する公共的規制のあり方等を逐次御審議をフリートキングの形で現在行っている次第でございます。したがって、時期はいつまでにといいうことではなく、かなり時間をかけてやってまいりたいというぐあいに現在考えている次第でございます。

○最上進君 時期の問題なんですけれども、これはもういつまでにといいうことでなくて、フリートキングを中心にして御議論をいただいているということですが、そこで私も大変感じておりますのは、NHKは当然、その次の中期計画あるいはまた長期計画の構想を練っておられるはずでありまして、そのいわゆる構想の策定と経営問題委員会との関係というふうなものを、どういうふうに私も考えていったらいいか、その点についてお示しをいただきたいんであります。たとえはこの答申を待つて策定をしていくのか、あるいはまた審議段階の状況を踏まえて策定をしていくのか、この委員会の意向がどういうふうな今後の中期計画とかあるいはまた長期計画に反映をされていくのか、その辺のいわゆる関係を知りたいわけでありまして、ひとつ御回答いただきたいと思います。

○参考人(反町正喜君) 五十一年度の料金改定の前の五十年におきまして、実はNHK基本問題調査会というのがございました。この場合のやり方ですと、私もテーマを決めまして御諮問を申し上げまして、御答申をいただいて、それを参考として長期経営構想並びに来年度の予算の編成の資料にさせていただいたわけでございます。今度の場合には、それとちょっと異なりまして、先ほど申し上げましたように、やや基本的なところから入っていただこうというのが一点でございます。それから、当然のことながら、先ほどから会長申し上げておりますように、ただいま精力的に今後の長期経営構想を策定する検討をしているわけでございますけれども、したがって私どものいろいろな問題点を、毎月一回開かれます経営問

題委員会にもお示しをいたしましたので、そこで御議論をお願いながら、そういう意味におきまして並行してやってまいりたい。要するに今度で済ます長期経営構想の策定と並行しながらこの審議も続けたいというぐあいに考えております。したがって、大体第一回の、これもただいまの予測でございますけれども、先ほど申し上げましたNHKの基本業務のあり方あるいは経営財源の問題等、第一回目の御審議、年内には大体一巡いたします。フリートキングでございますけれども、そのような予定でいま経営問題委員会の方の御審議のスケジュールもやってまいりたいというぐあいに考えております。

○高橋圭三君 関連して二、三伺わせていただきたいと思ひます。

いろんな思い出を残しましてテレビが二十五周年を迎えて、これは個人的なことで失礼かもしれませんが、実験時代から二十八年二月の本放送のころへかかまして、あのころを思い出して私も感無量でございます。同時にまたこの非常にニーズあるいは価値感の複雑、多様化に対応しまして、私の経験で申しまして、NHKというのは非常に批判されやすいと言つたらいいですか、非難されがちな体質を持つていっていると思ひます。世の移り変わりに対応しまして今日を迎えたということとはまことに御同慶の至りだと、まずおめでとを申し上げたいと思つておりますが、同時に、テレビジョンというのは国民生活に密着していることは論を待ちませんし、かつまたその本質としまして、人間形成あるいは生活への影響というものを考えますと、NHKの今後の公共放送としての健全な歩みというものは、心ある国民は等しく願っている点だろうとこれは思ひます。

そこで先ほどから論議されております五十三年度の単年度の赤字を初めていたしまして、五十四年度、五十五年度の見通し、二年度で八百九億という数字を私、耳にいたしました。こういう大きな数字にはなれておりません私は、正直なところどきどきいたしました。問題は、やはり続いて

将来のこの赤字傾向と申しますか、郵政大臣も触れられておりますが、この危機感をどういうふうな受けとめるか、これはあるいはおのおの受けとめ方は違ふとは思ひますが、私は容易ならざる事態ではないか、まあ数字は違ふかもしれませんが、第二の国鉄にならないうかというふうな気持ち、国民の何人かはそういうふうな受けとめられている方もいらっしゃるのではないかと私は受けとめ方なんです、そういう危機感としての認識、これをちょっと伺いたいと思ひます。いかがでしょうか。

○参考人(坂本朝一君) 高橋先生御指摘の点につきまして、当委員会でもたびたび申し上げましたように、私といたしまして御指摘のとおり、安易に値上げできるといふ状況でない中で試算するとそういう数字が出るということでございます。これは容易ならざることであるという意味合いの危機感というのは私を初め担当役員を初めとして持つておるつもりでございます。ただ、それをどう解決するかというところが私どもに課せられた使命だといふふうに思つて、しばしば御説明いたしておりますような方法、方針で現在検討しておりますことと御理解賜りたいと思つ次第でございます。

○高橋圭三君 いかででしょうか、この二年の予測数字ですが、これは増減でしかなく、余り変わりないといふお見通しでしょうか。この数字は。

○参考人(山本博君) その資料にもちょっと触れておきましたけれども、現在の時点ではいろいろものを基準にいたしまして試算をいたしましたので、たとえば物価の上昇というものは政府の見通しを基準にして計算をいたしております。政府の見通しの計算どおりまいればそのとおり、政府の見通しも必ずしも——五十三年度の分については非常に正確に出ておりますけれども、それ以後の分についてはこれはやっぱり試算という形になっております。それから、勤労者の所得の部門も、私の方の一応はそういう社会的な水準といふもので

試算をいたしておりますけれども、これが政府の見通しというものもまだはつきり出ておりませんので、私の方だけで決めてまいりたいというわけにまいりません。

それから、その他は、もう今後二年なり三年の間の社会情勢がどういふふうに変動していくか、こういうものも完全にまだ見きわめておられない、また見きわめられない要素も中に入っておりますので、増減をみるか、増になるか減になるか、いまだかにどちらになるかといふお答えがちょっとできかねますけれども、いずれにいたしまして、現在の時点におけるいろいろな基準を試算して計算をいたしましたので、将来いろいろな状況の変化によつてそれなりの変動というものはお許し願いたいという程度の数字でございます。

○高橋圭三君 これは私が感じていたことなんですけれども、この一年ばかりといつたらよろしいでしょうか、私はNHKの現場、ことに制作現場は、失礼な表現かもしれませんが、久しぶりに燃えているというふうな感じを私は受けております。これは大変喜ばしいことで、よく視聴者の意向を吸い上げるとかあるいは反映させるとか申しますけれども、やはりこれは現場が意欲を持つて初めてできることだと私は思ひます。ですが、同時に、この燃えている意欲を消さないためにも、それに伴う経営の健全化といふものは絶対必要なことで、これが一番は放送業務では大事なポイントではないかと実は思ひます。

そこで、企業努力だけでこれが解決する、受信料の値上げということもさることながら、企業努力、その企業努力が従来の経費を削減しあるいは受信料の取納を進めるということ、従来のやり方だけで果たしてこの危機感、赤字傾向の危機感に歯どめがかけられるかどうか、何かここに創意工夫、一つのもう知恵を出す時期ではないのかというように私は受けとめますし、同時に何かそういう知恵、お考えはないだろうか、こういうふうにお考えのようですが、いかがでございますでしょうか。

○参考人(山本博君) 御指摘がございましたとお

り、今後五十四年度以降、NHKの財政状態というものは、現在の仕組みからまいますと、いま御指摘がありましたような数字を完全に受信料以外で解消するということは現在の法律のたてまえからいって困難でございます。したがって、これは意見書その他で大臣の御意もございまして、これは私は、まことに全NHK、上から下まで、いまのNHKの危機的状況というものを十分認識し、今後どうNHKのあり方を全うしていかなければいけないかということについて、努力すべき点は大いに努力をしなければならぬと思います。しかし、他にそれでは現在の仕組みの中で赤字を受信料以外で解消する道があるかというお尋ねであるといえますと、これはきわめて困難である。ですから、最大の努力を——国民に御理解を得るための最大の熱意を持って努力をいたさなければならぬけれども、数字の上で直ちにその収支のバランスをとる、五十四年度以降の財政状態のバランスをとるための可能性が現在の状況においてあるかと言われますと、非常に困難だと、むしろ不可能に近いのではないかと思います。

ただそのためには、繰り返し申し上げておりますように、NHKとして許される最大限の誠意と努力というものが裏づけなければならぬと思えますので、その点については当然いたさなければならぬけれども、収支の面だけから直ちに即効的に収支のバランスが現状の受信料制度あるいは現在の受信機の普及状況の伸びの鈍化、こういうようなものから考えまして直ちに対応策が即効的にあるかと聞かれますと、これは単にNHKだけの努力というのではなくて、もっと全体的な問題としてつかまえて考えなければならぬ。その点についても、NHKのあり方というものと受信料制度のあり方というものを、NHK自身でも現在勉強を内部的に続けておる状況でございまして、そこでどのような最終的な結論が——目下作成中、検討中でございますけれども、それをまた各方面にお願いをしたりというようにも出てくるかと思えますけれども、現状においてお答えをいたしますということになりますと、五十四年度以降の財政の不均衡というものを直ちに解消するということとはきわめて困難であるというお答えで御許しを願いたいと思えます。

○国務大臣(服部安司君) 非常に重要な——高橋先生の質問の相手でないのではありませんが、私は料金値上げはいまやる意思はありませんと言った関係から一言お許しを願いたいと思うのであります。山本事務理事から、料金収入以外に求める財源がないので、努力はするが非常に困難だという見通しの御答弁がありました。私は、しからば服部郵政大臣はNHKと緊密な連携をとらないで、ただ勝手気ままな意見を書いたということにつながらなければならぬ。はつきり申し上げて、企業努力とは一体何ぞやという認識を会長以下皆さんしているのかどうかというところ、これは私は指摘したい。まるで大臣が野党の質問のようになるかもしれないけれども、これははつきり申し上げて、一体企業努力とは何ぞやという認識をされているかどうか。私は高橋先生と同様、第二の国鉄にしてはならないという強い悲壮な決意で、何も限られた任期に、ごもっともだ、至極そのとおりだと言つてさきと、いい大臣だったと去つて行った方が利口かもしれないけれども、第二の国鉄にならしては大変だという立場から、心を鬼にして毅然たる態度で取り組んでいるわけですね。

一つの例を挙げると、これは参考にしてもらいたい。いま、国民の負担において公共放送の使命を果たすというものはこれは基本なんです。片やでいわれるまじめに視聴料を納めている人、また一説には五十億と言ふ人もあれば、またとんでもない百億を超すんだという、数字の魔術だといふいろいろな意見もあります。これをこのまま余り意欲的な施策を講じないと、ここに不公平が現在生じているんです。そのうちの〇・〇〇〇何%であれば、これはまあいんな事情があるの

だらうと考えられるが、一説にはいわゆる二分の一、または三分の一・五が料金を納めていないという説もあるわけでありまして。私は、これは確認はしていません、未確認情報ですが。

なお、もう一つの問題は、先ほど大森先生の質問がありました。駐留米軍人及び家族、軍属の料金は取れるのか取れないのかという問題なんです。これ、いま大きく問題になっているので、先ほどの説明では、二度文書でやったということがあるんです。私は就任まだ三月半です。防衛施設庁長官を初めアメリカ局長、関係者に、恐らく十回以上会っています。最後には、君、何を言っているかと、もしこういう文書が来て——文書も見ました、拒否の文書も。このようなことをやられたならば、NHKはどのような手段でアメリカ当局と折衝するんだと、少なくとも防衛施設の施設の君の方が責任を持って国家予算でNHKに代払いしないか。残念ながら、駐留軍といえども日本人の感覚からいけば侵すことのできないような状態にあって、なかなかできないじゃないかという強談判も私はやっているわけなんです。言うことは言うけれども、できるだけのことはしたいというところは、先ほど来申し上げている基本的健全経営に移したい。いままでのように安易な気持ちでやられたら大変なことになる。これは三十三年間放てきされてきたじゃありませんか。きのうきよう突然に始まったように大騒ぎが起きているわけですから、これまで企業努力を払ったと言えらるかと私は言うわけですね。まことに厳しいうちなことではあります。高橋先生の御指摘どおり、在来のようなNHKのあり方では大変だ。あわせて私は、さらにもっとと検討してはいます。物の買ひ方にももう少し注意を払うべきではないか、物の買ひ方にもう少し注意を払うべきである。私はここであえて指摘はしません。私はこう言つて自分の信念どおりという回答をやって、決して対抗意識を持ってやっているんじゃないんです。だから、そういう点の企業努力を払いなさいと。この企業努力の結果、どれだけの成果が上がって、しかもどうにもならないからと言ふのなら、私は国民に訴えて、皆様方にお願ひを申し上げて、ここまでやったらけれどもどうにもなりませんからひとつ考えていただけないかと。先ほど来申し上げていることを総括するならば、これ以外に私は何も考えていないわけですから、どうぞひとつ誤解のないように。余りにも関係が深過ぎたので、私に対する質問ではございませんでしたが、あえて発言を求めて事情を申し上げておきたい、かように思います。

○高橋圭三君 それもこれも現在のNHKの存在というものが、国民生活に非常に貢献度もあるし、やはり健全に今後もNHKの使命を果たしてほしいという願ひから、ぼくはすべてが出てくることだらうと思ひます。

ですから、たとえよく言われることでございしますが、これはあるいはNHKの御専門の関係者から言へばナンセンスなことかもしれない。ただ、研究というものは何でもやってみていいんだらうと思ひますし、立ち入ったことかもしれないが、たとえて言へば、いま世間では宅配あるいは集金というものの人件費なりこういうものが非常に問題になっております。これは国際的には日本は大きな特色だとも言われたんですが、しかし経営努力ということから言へばこれは再検討すべきときだと、それに関連した業界はみんな取り上げていいじゃないか。それを考えますと、やはり受信料徴収方法の検討、あるいはそのための経費の節減というようなものは取り上げるまでもないことなかと、私も専門家じゃないからこはよくわかりませんが、あるいはこれは私見ですが、民放では成功例もありまして失敗例もあります。業務の関係団体への分割というようなことも、とにかく生き延びるために試行錯誤もありました。やっております。こういう点のお考えはあるのかどうか。私は、これは複雑なことですが、大変いろんなことが絡んでますから単純には言えませんが、しかし検討してもいい課題ではないかなあと

も思うんですが、ちよつとその辺のところはどんなものでしょうか。

○参考人(坂本朝一君) おっしゃるとおり、案外灯台もと暗しで気がつかないというところが多々あるかと思いますが、そういう点、やはりわれわれとしましては謙虚に反省するところは反省して手をつけなければいけないんじゃないか。先生御指摘の受信料の問題につきましても、できるだけ口座等をふやす、そういうことによつて、ある意味では収納の確実性あるいは合理化というところにつながらんじやないかと思ひまして、口座前納というようにすることでもかなり営業目標を立てて努力しておりますが、どうしても他のいろいろな面につきまして当然知恵を出していかねければならぬんじゃないかというふうに考えておりますので、今後いろいろなことがございまして、御示唆賜れば幸いだと思います次第でございます。

○高橋圭三君 いずれにいたしましてもこの赤字傾向というのが大問題だろうと思ひますし、何とか歯止めをここでかけたい、抜本的な施策を講じたいというふうに私なども考えますし、ぜひ御研究をいただきたいと願ひする次第でございます。

それからもう一つ、この四月番組の新編成の一覧表というのを拝見いたしました、私なんかは拝見いたしました、これは三十九年の改定以来の大変な改定だと見えます。今回の改定なんです、教育テレビや音声放送はこれの際一応おいておきまして、総合テレビジョンというもので相当思い切つた形をとつていらつしやると、こう思ひますが、そのよつてきた基本的な考え方と申しますか、これをまず伺ひたいと思ひます。

○参考人(堀四志男君) 答えたいと思います。基本的なNHKの番組自体につきましては、公共放送の使命達成という大きな柱のもとに、内容的に大きな変化はないわけですが、今回の改定は、視聴態様の变化に伴つて改定したというのが基本的な問題でございます。と申します。

は、私たち国民生活時間調査を五年ごとにやっておりますが、この前の調査で、十年前に比べて人の眠る時刻が約一時間おくれたということがございまして、かつ、それに呼応するかのことがテレビのゴールデンアワーが夜間に広がったということもございまして。そして、番組向上委員会等でも、すべて六時から十一時までをゴールデンアワーにしようというところでございまして、それから同時に、社会情勢の変化に伴ひまして、都市の通勤時間が長くなつておるといふことも一つの注目すべき社会的変化だと思ひております。そして、その結果、視聴態様というものがずいぶん変わりました。そして、それに合わせるように、見やすいうちに、番組の編成がえを行ったということでございます。

形式的に一番大きく変わりました点は、解説の時間が十時から十時三十分に移つたということでございます。一番変わらない点は、ニュースの時間がそのまゝ伝統的に引き継がれたということでございます。それから、内容的に一番変わつてきた、変わるだらうと思ひますのは、子供の時間を強化をしたということでございます。それが大きな変化と思ひます。

なお、海外取材番組、特派員報告等、従来七時半台でありましたものにつきまして、先ほども申しましたように、通勤時間の延長等を考へまして、これをNHK特集の中に形としては繰り込みまして、八時から五十分間、この中で新たな決意をもつて番組制作をしていただくということになっております。

なお、その結果、七時半台が、いわゆる子供さんのチャンネル権というものがほぼ確立しておりますので、それに合わせるように娯楽性豊かなファミリーアワーとして定着を図りたいというところでございまして、もちろん子供供だけの時間ではございませんで、ファミリーアワー、親子楽しんでいただける時間にしたいと、こういうことでございまして。

拡大に合わせたということも言えるだろうと思ひますが、いまのお答えの子供のチャンネル権に合わせた娯楽性豊かなファミリーアワーというのを、一覧表ここにございまして、拝見しまして、とかく世間では、娯楽といふと即ち、低俗化につながるんじゃないか、あるいは大衆路線といふものと、直ちにNHKまでが視聴率競争に参加するのだからちやうどございまして、これが、その点を、NHKとしての娯楽のとりえ方、これはどういふふうにお考えになつていらつしやるか御説明いただきたい。

○参考人(堀四志男君) 答えたいと思います。ここ数年、あらゆる調査で、テレビに求めてゐるものは、一に報道、二に娯楽、これはもう確立したところであります。したがつて、国民に豊かなあすへの労働力といふことが、勤労意欲を増すための娯楽番組といふものは非常に貴重なものだといふふうにお考えをしております。しかし、視聴率競争に走る余り、低俗かつ国民のひんしゅくを買ふような娯楽番組は、私たちはこれは公共放送というたてまえと申します、あらゆるテレビ業者の社会的責任として避けるべきものと思ひます。

したがつて、心豊かな娯楽番組というのをはきわめて重要な番組だと思ひますし、そして娯楽番組につきまして、あらゆるテレビ番組がそうでございますが、世界じゅうの放送局の制作者が一番ねらつてゐるのは、よい番組をいかに多くの人に観てもらふか、一見相矛盾する二つのテーゼといひますか目標でございまして。そして、娯楽番組につきましても、よい番組をより多くの人へといふふうにお考えをしております。娯楽番組につきましては、やはり見てもえらるかどうかといふのにかなりのウェイトをかけるべきものといふふうに思ひます。制作者もそのつもりでやっております。したがつて、視聴率競争に走るというつもりは毛頭ございせんが、娯楽番組本来の目的を達成するよう努力をいたしてゐる次第でございます。

○高橋圭三君 言つてみれば、視聴者公的時間の拡大に合わせたということも言えるだろうと思ひますが、いまのお答えの子供のチャンネル権に合わせた娯楽性豊かなファミリーアワーというのを、一覧表ここにございまして、拝見しまして、とかく世間では、娯楽といふと即ち、低俗化につながるんじゃないか、あるいは大衆路線といふものと、直ちにNHKまでが視聴率競争に参加するのだからちやうどございまして、これが、その点を、NHKとしての娯楽のとりえ方、これはどういふふうにお考えになつていらつしやるか御説明いただきたい。

○参考人(堀四志男君) 答えたいと思います。ここ数年、あらゆる調査で、テレビに求めてゐるものは、一に報道、二に娯楽、これはもう確立したところであります。したがつて、国民に豊かなあすへの労働力といふことが、勤労意欲を増すための娯楽番組といふものは非常に貴重なものだといふふうにお考えをしております。しかし、視聴率競争に走る余り、低俗かつ国民のひんしゅくを買ふような娯楽番組は、私たちはこれは公共放送というたてまえと申します、あらゆるテレビ業者の社会的責任として避けるべきものと思ひます。

したがつて、心豊かな娯楽番組というのをはきわめて重要な番組だと思ひますし、そして娯楽番組につきまして、あらゆるテレビ番組がそうでございますが、世界じゅうの放送局の制作者が一番ねらつてゐるのは、よい番組をいかに多くの人に観てもらふか、一見相矛盾する二つのテーゼといひますか目標でございまして。そして、娯楽番組につきましても、よい番組をより多くの人へといふふうにお考えをしております。娯楽番組につきましては、やはり見てもえらるかどうかといふのにかなりのウェイトをかけるべきものといふふうに思ひます。制作者もそのつもりでやっております。したがつて、視聴率競争に走るというつもりは毛頭ございせんが、娯楽番組本来の目的を達成するよう努力をいたしてゐる次第でございます。

ざいまして、そういう意味では編成というものは非常に柔軟な姿勢がとれるはずでございますし、弾力性も持てるはずで、これが日本の放送界におけるNHKの最も大きな特色であり、武器だろうとも思います。そういう意味で、ぜひまあおっしゃいましたような内容と、それから弾力性ある編成と、調和ある編成と申しますか、これらを含めましてぜひ御努力をいただきたいとお願ひいたしましたして、私の質問終わらせていただきます。

○最上進君 NHKは、国民の放送局として、視聴者の意向をもっと的確にとらえてこれを反映させていく、いわゆる視聴者との結びつきというものを一層強めるということが非常に大事なことでないかというふうに考えているわけでございます。特に先ほど来指摘をしておりますとおり、滞納者が激増しておりますのも、どういふところを契機にしているかといふと、やはりこうした受信料の値上げ、改定、こういうようなものを契機に先ほど御指摘したとおり大変ふえているわけでありまして、そういうことを考えますと、これからの値上げが予測される中で、私もやはり痛切に感じますのは、NHKが民放以上にNHKとしての特徴を踏まえて国民との結びつきというものをより強固にしていくということが大事だというふうに考えております。坂本会長は、従来視聴者意向の吸収とかあるいはその反映施策を積極化してまいりたいというふうな、そういう御発言をされてきているわけでありまして、いままではこれに關してのどのような施策を講じておられるのか、また今後、その強化施策としてどのような具体案を持っておられるのか、お伺いしておきたいと思ひます。

○参考人(坂本朝一君) 先生御指摘の点について、当委員会でも御報告いたしましたように、一昨年から全国の視聴者会議というのを各放送局別に設けまして、その地方地方の代表となるような有識者の方々に御参集いただいて御意見を承るといふようなことを新たに実施いたしましたして、そしてこれにつきましては、その出た御意見を全部東京に集約いたしましたして、場合によりましては私も地方にお邪魔して、直接視聴者会議に出席して御意見を承るといふような努力も続けてまいっております次第でございます。

その他、当然のことでございますけれども、生に直接受信者の方にお目にかかっている御注文を承るといふ懇談会、その形式のもの、これは現在でも各放送局別に実施いたしております、これはいわゆる有識者という形ではございませんで、直接御契約いただいている受信者、団地に何うとか、あるいは学校へ行つて、そこにお集まりいただいて御意見を承るといふような努力もいたしておる次第でございます。

その他、当然のことでございますけれども、モニター、これはモニター制度で全国にモニターをお願いいたしまして、番組についての御批判もさることながら、そこでのいろいろな御意見があればそれも承らせていただくというふうなこともいたしておりますし、御承知の世論調査所におきまして世論調査というふうなことで、世論の集約等も努力いたしておる次第でございます。今後、これらでできるだけの視聴者の声に触れる努力と、さらに、従来多少御指摘もいただきましたが十分でなかった放送そのものを通じてのPRというふうなことも、私はもっと積極的にまいりたいと思ひます。視聴者のひんしゅくを買うということではないんじやないだろうか。まあ、われわれ自分で電波を持っておるものでございますから、自分の電波を使って自分のことを言うということに多少憶病になるような傾向もなきにしもあらずでございますけれども、NHKそのものをやはり御理解いただく、正しく御理解いただくということのために電波を使うというところは、これは視聴者に御理解賜れる手段ではないだろうかというふうに思ひまして、そういう方向への努力も新年度以降続けたらいい。これはむしろ新たに続けたいと申し上げた方がいいのかもしませんが、そんなような感じを持って現在現場を指導しておるつもりでございます。

○最上進君 もう一つ、NHKが重点施策の一つに数えておりますいわゆる受信料収納の確保の問題でございますが、やはり総体的に見て受信料の収納率は漸次低減、低下の趨勢にあるかというふうなことを考えております。これを裏づける受信料滞納件数というのは、屋間の不在世帯あるいはまた受信障害世帯の増大等に伴つてかなりの数に上つてきているわけでございます。特に受信料改定後は、先ほどもお話ししましたとおり、契約拒否や意識的な不払い者が増加しているという、こうした現状の傾向に対してどのようにお考えになり、また対策をお立てになられているのか、お伺いしておきます。

○参考人(中塚昌胤君) 確かに全体の滞納契約者の中でNHKの番組を見ていない、あるいは番組が気に入らない、あるいはNHKの経営姿勢に対して批判的であるというふうな理由によつて受信料を支払わないという方の比率、全体の滞納契約者の中における比率が高くなっているというところは事実でございます。で、先ほどからも会長その他から申しておりますように、NHKの性格、NHKの使命というものを十分御理解をさせていただくような施策、これを進めることは当然でございますし、またNHKの番組が見られるような番組にしなればならないということも当然でございます。

そういういわゆるNHKの理解を促進するといふことが大前提でございます。と、あつた現場といたしましては、特別の対策要員、これを昨年の十月から発足させまして、で、このような滞納者が多いのは東京、大阪等の大都市並びにその周辺が一番多いわけでございますので、東京周辺、いわゆる首都圏と近畿圏にそれぞれ五十名ずつの対策要員を配属いたしまして、三月現在ではすでに両方ともそれぞれ五十名になっております。これを本格的に活動いたさせまして、そういう個々の滞納家庭、そういうところを直接お伺いをして説得に努めるという活動を従来以上に強めるといふことをやっていくつもりでございます。

○最上進君 その不払いの中でいわゆる本當の意識的な契約拒否というものがどのくらいあるのか、その実態についてひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○参考人(中塚昌胤君) NHKと契約をして、そして払わないという方の中で、そういう意識的に支払わないという方は、五十二年の上半期、ここの九月現在でございますが、その時点で全体の滞納者約八十二万の中で二十万でございます。そのほかに契約をどうしても締結をしない、先ほどと同じ理由によつて契約を拒否するという方が、これは推定でございますけれども、大体八万ぐらいあるというふうに私どもは見ております。

○最上進君 二十万、八万人、こういう数字は一口に片づけられないぐらい私は大変な人数、世帯数だというふうに思うわけですが。これはやはり先ほど御説明のとおり、大都市周辺に大変発生をしているということでありまして、これは全体の契約した不払いの中の、全体八十二万の中の二十万というの、これはまた大変な率だと私は思うのでありますけれども、この辺についてはこのまま放置しておいてよいということはないわけでありまして、しかも恐らく地域的にいって、集団的に何か運動が展開されているところもあるのではないかと、あるいは私は推測するわけでありまして、こうした不払い運動というものの実態について、もう少し詳細に御説明をいただきたい。

○最上進君 まあ、二万が、数ではさほどのものでないというふうにもお片づけになる。巨大なNHKでありますから、そういうお答えが返ってくるのかもしれないが、どうもやはり私は、こういういまの段階では、小さなこうした運動であつても、たとえば今後先ほど来指摘しておりました受信料の改定等の問題を契機にして、さらにやはりその輪が広がっていくことだけは間違いないではないかというところを感ずるわけです。そういうことを考えますときに、やはり小さな運動だとか、数が少ないということでは片づけるんでなく、東京でも大阪でも北海道でも、実際にこうした運動が展開をされているなら、やはりそのもとを断つような努力、皆さん方のねばり強い努力というものは必要だというふうに考えるんでありますけれども、この点はやはりいまのままほうっておいてよいとお考えなんでしょうか。

○参考人(中塚昌胤君) もちろんほうっておいていいというふうには考えておりませんで、そういう運動を主唱している本人そのものに対して、当然私どもの現場の責任者が直接会って説得を続けておりますけれども、正直申し上げまして、そういう主唱者はなかなか説得に應ずる様子もございません。したがって、現在やっております対策は、それによる影響が周囲に広がらないように、そういう主唱者が孤立するようにその周辺を固めるといふやり方で現在やっております。

で、先ほど数が二万だから大した影響力はないというふうに申し上げましたけれども、決してそれを私どもは無視しているわけでもございませんで、そういう方の主張に同調をして、それにまあ藉口してと申しますか、同調して、同じ理由によつて払わないという方があつちこちに出てくるというところは、私どもこれは絶対に軽視できませんので、そういうことに対する私どもNHKの説得というところは常に続けておりますし、これからさらに強めていくつもりでございます。

○最上進君 何かいかにもこうした運動が民主主義の社会で一つの新しい形であるとか、是認されるような傾向というものの一部にあるというふうには私は感ずるわけでありまして、しかしやはり正直者がばかを見るというふうな、そういう社会的風潮が少なくとも助長されるようなものになるような、こうした一つの問題でありますけれども、ひとつぜひ格段の御努力をいただいて、何とかしてひとつこういう不払い運動等が展開をされないようなひとつ努力もしていただきたいというふうに感じております。

受信料の滞納者や意識的な不払い者の増加に対して、負担の公平を期するといふ、あるいはまた受信料制度そのものをやはり今後維持していくためにも、私はぜひひとつたゞいま申し上げてきたことに対する適切な措置を講じていただきたいというふうに感じております。

先ほど私も出てまいりました、新しく設けられた特別営業対策委員の問題でありますけれども、こうした対策委員が行動する中でどの程度回収対策というものが現実に進んできたか、その辺についてひとつお聞かせをいただければと思います。

○参考人(中塚昌胤君) 先ほど申し上げましたように、これを発足させましたのが昨年の十月からでございます。人数も当初は東京、大阪両方合わせまして約三十名ぐらいでスタートをいたしました。その後逐次充足をいたしまして、現在大田両方とも五十名ずつになっておるわけでございますので、まだ現在までのところでは、所期の私どもの目標と申しますか、そういうところにはいつておりませんけれども、十月から一月末まで、滞納契約者、それを訪問いたしました数は、十二万一千軒ほど訪問いたしております。その中で、この対策委員は夜間等あるいは休日、そういうところを重点的に勤務させておりますが、それでも十二万軒ほど訪問いたしました中で、面接できましたのが四万五千軒ということでございました。四〇%にならない、三七%ぐらいの面接率でございます。それで、収納いたしました数は一万件の収納数というふうになっております。

先ほど私も申し上げましたことを繰り返すようにでございますけれども、人数が大体充足できましたので、これから本格的な活動に入りたいというふうに考えております。

○最上進君 受信料の免除の問題で伺いをしておきたいんですが、基地周辺受信者あるいはまた射撃場周辺受信者に対する受信料免除の制度があるわけでありまして、先ほど大森委員が指摘をされました、いわゆる飛行場周辺の電波障害、こういうものに対して、本来でありますれば適用されてしかるべきだといふふうに感じるわけでありまして、特に先ほど大臣が、電波障害に関する対策の質問の中で、建築基準法の改正の問題にお触れになったわけでございます。もともと私も感じますのは、これからやはり社会がどんどん発展をし、また国土が開発されていきます中で、こうして飛行場の問題だとか、あるいは新幹線の問題だとか、あるいは高速道路の問題だとか、こういう中で当然やはり原因者負担を明確にした、たとえば公害対策基本法のような、あるいは法整備というふうなものが、事この電波障害に関しても私は整備されてしかるべきではないかというふうに感じておるわけでありまして、この点については大臣はどのようにひとつお考えであるか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(服部安司君) 御指摘の高層建築による電波障害は先ほど御説明申し上げたとおりでございます。高層道路、それから公共事業に伴う電波障害には、いまその調査を設けいたしました。大体結論が出たと理解いたしております。それは公共事業で建設省の中で、高速道路またそれに準ずるような公共事業で電波障害の場合には、いま補償基準の内容に入っていると聞き及んでおりますが、私は先ほど来御指摘のありました、いわゆるそういった電波障害による受信者がNHKの聴視料の納付拒否、これは私は当然だと思ひます、見れないものに金を出せということ、これは言えるものじゃありませんから、はつきり申し上げて、たとえば新幹線ですという障害があれば、原因者がそういった迷惑をかけている方々に、極力見えるような状態にしながら、やっぱりかわつて、新幹線走らなかつたら当然収納になるわけですから代納させるべきだと。また、米軍関係は施設がそういった仕事をやっていること。

な、先ほど御指摘のあったいわゆる放送料免除の見直しという点についても、厚生省所管であれば厚生省でちゃんと予算化して、そういうふうにしてあげねばならない立場の人であれば、母子家庭とかまたは身体障害者とかそういう方々に、NHKが健全経営、潤沢な時代にとつた措置が、いま大変苦しくなれば当然ばくは国が、関係省が予算化をされてNHKに納付すべきだといふ姿勢をとりまして、先般も厚生大臣に強くそのことを申し入れましたし、またいま職業訓練所も免除の対象ですが、これは労働省でやるべきだと。最上先生、そういった姿勢で進んでおります。

いま御指摘の公共事業とか新幹線について、ちょっと私つまびらかでございせんので、調査をいたしまして、適当なときにひとつお答えいたしたい、かように思ひます。

○新谷實三郎君 関連、郵政大臣、関連して申し上げますが、これは別の機会に申し上げようと思つたんですが、かねてから郵政省でも調査会をつくつたり、さつきお話しした指導要領みたいなものを出して、なるべくトラブルを最小限度にしようという努力をしておられることは、非常にこれは結構だと思ひます。ただ、法制的に言いますとね、原因者負担とおっしゃつても、原因者負担であるというふうなことを義務づけているような法制は全然ないんですね、いま。水質汚濁とか大気汚染につきましては、御承知のように公害基本法がありまして、水質汚濁防止とか大気汚染の防止についてのそれぞれの法令がもう出ているわけです。だから、そこには原因者負担ということがはつきり書いてあるわけですよ。いま電波の

きり申し上げて、たとえば新幹線ですという障害があれば、原因者がそういった迷惑をかけている方々に、極力見えるような状態にしながら、やっぱりかわつて、新幹線走らなかつたら当然収納になるわけですから代納させるべきだと。また、米軍関係は施設がそういった仕事をやっていること。

な、先ほど御指摘のあったいわゆる放送料免除の見直しという点についても、厚生省所管であれば厚生省でちゃんと予算化して、そういうふうにしてあげねばならない立場の人であれば、母子家庭とかまたは身体障害者とかそういう方々に、NHKが健全経営、潤沢な時代にとつた措置が、いま大変苦しくなれば当然ばくは国が、関係省が予算化をされてNHKに納付すべきだといふ姿勢をとりまして、先般も厚生大臣に強くそのことを申し入れましたし、またいま職業訓練所も免除の対象ですが、これは労働省でやるべきだと。最上先生、そういった姿勢で進んでおります。

いま御指摘の公共事業とか新幹線について、ちょっと私つまびらかでございせんので、調査をいたしまして、適当なときにひとつお答えいたしたい、かように思ひます。

公害につきましては、どこにもそれがないんです、具体的に。ただ、まあこれは私の非常に乏しい法律の常識ですけれども、それを裏づけるようなものは民法の不法行為なんです。民法七九条の不法行為です。故意または過失によって他人の権利を侵害した者については、賠償しなければならぬという、それだかと思えますね。そこから裁判になりますと、裁判所が一つ一つの事例、ケース・バイ・ケースで、これはこの程度の補償をしなければならぬとか、これはこうだとかいうことを裁判所に持っていくって初めて両方の折り合いがつくわけです。

ですから、ここまで電波の公害が広がってきたとね、法秩序を守るために、やはり法律をもって基本的な姿勢を示しておかないと、事ごとに裁判所に持っていくかなければならぬ。裁判所もこれは非常に困ると思うんですよ、別にどの程度の責任を持っているかということを法制的に義務づけてないんですから。そういう意味で最上さんも言っておられると思うんです。

これはなかなかむずかしい問題ですから、ただ建設省の建築基準を変えたとか——これはまあ一方的なんです。別に原因者に対して法制的な義務を負わしているわけじゃないですよ。電波の場合ですよ。ですから、新幹線とか、さっきお話をあった飛行場問題、それから高速道路。それから、民間の施設でもそうだと思いますね。そういう電波の障害になっているような施設ができると思います、建築物じゃないに。

そういう問題をしっかりと総合しまして、何かやっぱり郵政省としては基本的に電波のそういう公害を排除するような法制的措置を確立しておかないと、これはもう裁判にばかりなりまして非常に秩序を混乱させるものになると思うんですよ。そういう意味で、私も最上さんの言っておられる趣旨には賛成なんです。すぐにはいきませんが、ぜひこの問題に——まあ調査会とかいろいろ結構ですけれども、法制的な裏づけをした調査会にして、根本的に安心して国民がこれに取り組ん

でもらえるような制度をつくっていただくように、特に私からも要望したいと思うんです。御答弁は別に要りません。

○国務大臣(服部安司君) 非常に重要な問題でありますから。御指摘の問題、私はこれから多岐にわたっているいろいろな問題も起きていると思いますので、ひとつ真剣に事務当局に検討をさせたいと思います。また先生方の御協力も願いたいと思います。

が、ただ、先ほどの高層建築による電波障害は、これは法的規制をしたい。これは建築基準法という法律で確認の事前に電波障害の実態を把握し、原因者負担で保護措置をしなければならぬという、これだけがちょっとともなかつたことになっているんですがね。あとは電波障害に対する補償基準を八月まで出すと、建設省でも話し合うという、国会と所管の官庁が出し合っているやうなところも出てくるんです。仰せのとおり、非常に多岐にわたっているわけですから。運輸省もあり、いろいろありますから。ただ、かなり法律をつくるというのの容易じゃございませんので、これも進めながら、いま御指摘の問題も並行をしながら、先ほど申し上げたとおり、事務当局に十分検討させて先生方のひとつ御理解を得たい、かように考えておる次第でございます。

○最上進君 話題は変わりまして、モスクワ・オリンピックの実況中継の問題についてお伺いしておきたいと思います。

これについては、巷間伝えられるところによりまして、ラジオの放送権は朝日放送に移譲され、朝日放送が在京ラジオ三社の協力のもとに全国ネットすると言われております。またテレビにつきましましては、テレビ朝日の独占権のもとに同社系列の基幹八社にオールネットしていく。これによりまして、大体全国世帯の八七％をカバーできると言われているわけですが、さらに加えてクロスネット十数社へのネットを予定しているほか、ほかのローカル民放社に対しては、番組販売方式で臨むということも言われているわけでありまして。そして放映時間は、一日平均で大体十六

時間十五分、延べ二百二十九時間十五分。これはちなみに申しますと、モントリオール大会におけるNHKの放映時間七十二時間四十五分の約三倍の時間に相当するというふうに言われておりまして、大変膨大な計画であるというふうに私も私どもは考えているわけでありまして、この報道につきましましては、郵政当局はすでに確認をされておられるのかどうか、まずお伺いしておきます。

○政府委員(平野正雄君) ただいま御指摘のございましたテレビ朝日が獲得いたしましたモスクワ・オリンピックの放送権をめぐりまして、現在テレビ朝日と民放各社との間で契約交渉が行われているというふうに伺っております。これはまだ確定をいたしていないわけでございます。テレビ朝日及びテレビ朝日と契約をいたしました放送を行う民放各社によって、どの程度の世帯をカバーすることができるといふかは現段階では明確にいたせませんけれども、仮に、現在テレビ朝日をキー局として放送いたしましたANNニュースというのがございますけれども、このニュースを放送しております十八社がオリンピック放送を行うとすれば、全国世帯の八十数％をカバーすることができるといふように推定をいたしております。

○最上進君 そうすると、いま私がお聞きをした、最終的には膨大なこの放送計画、放送時間の問題については、これは確認をしないという回答として受け取っていいわけですか、いまあなたがおっしゃったことは。

○政府委員(平野正雄君) 御指摘いただきましたテレビ朝日が同社系列の基幹八社のオールネットによって全国世帯の八十数％という点につきましては、ほぼ御指摘のとおりというふうに考えておるわけでございます。この件につきましては、先ほど先生御指摘のとおり放送計画が立てられておるといふに承知をいたしております。

○最上進君 昨年来、この問題で種々議論がされ

てきているわけでありまして、私も私どもやはり国民の立場に立つて考えますときに、やはり民族の祭典ともいべきこのオリンピックの実況というものは、少なくともやはり国民の前に最良の状態で見ることができるといふおせん立てをしていかなければならぬというふうに考えているわけでありまして。そこで、このような膨大な放送計画をまず満たすに足るだけの国際中継回線の設定が、一体可能なのかどうかということが基本的にやはり私ども脳裏を疑問としてかすめるわけでありまして、この点についてどういふふうにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

あわせて、テレビ朝日系列局によるネットで全世界帯のいまも出ました八七％前後のカバーの問題でありますけれども、この点については、郵政当局は実際にできるといふふうにお考えになっておられるのか、お伺いをしておきたいと思えます。

○政府委員(平野正雄君) まず、第一点の国際中継回線の設定の問題についてお答え申し上げます。現在、東京—モスクワ間には、西独経由及びフランス経由の国際テレビジョン電送回線が設定されておるわけでありまして、回線構成をいたしましては、東京と西独またはフランスとの間は、御承知のインド洋上のインテルサット衛星、西独またはフランスとモスクワとの間は、いわゆる地上回線が利用されておるわけでございます。で、モスクワ・オリンピックの際のテレビジョン電送のための回線の確保につきましては、現在国際電電とソ連当局との間で協議が進められておるといふふうに承知をしておるわけでございます。なお、インテルサットのインド洋衛星におきまして、テレビジョン電送回線のために割り当てられております回線は、現在のところ一回線というふうに聞いておりますが、さらに一回線を割り当てていくべく、インテルサット当局において検討中というふうに承知をいたしております。

なお、八十数％という問題でございますけれども、もし仮に先ほど申し上げましたANNニュース加盟十八社が全部テレビ朝日とネットをすると

いうことを前提にいたしますと、私もどなたもいたしまして八十数%のカバーは可能であろうというふうに考えております。

○最上進君 先ほど私が話しを申し上げましたその報道記事によりますと、そこではラジオ、テレビともにNHKとの協力関係というものは一言も触れていない。非常に奇妙な感じがするを得ないわけでありまして、NHK当局としては、モスクワ・オリンピックの実況中継に対して、現段階で、ここまで推移してきている中でどのような考え方で臨んでおられるのかお聞きをしたいと思ひます。

○参考人(堀田志男君) お答えいたします。NHKといたしましては、公共放送といたしましてオリンピックの中継をラジオ、テレビともいたしたいという気持ちに変わりはございません。しかし、その経過等がございまして、できるだけ国民の納得する形での中継をやりたい、この二つで、いま表へ出していくわけにはまいらないような事情がございまして、折々努力を続けている次第でございます。

なお、表に出した努力といたしましては、たとえば同じ年にレークプラシッドで冬季オリンピックが行われますが、これについてはNHK、民放、一緒にたつて、日本の放送機関として共同で取材また放送計画を立てようという事で話し合ひがまとまりまして、多分きょうかあした現地で正式調印をいたすことになっております。そういうふうな、われわれといたしましては、モントリオール・オリンピックの際にとりまして方式がやはり最高の、日本としては一番国益に合ひ、国民の皆さんにも納得していただける方式と思ひまして、できるだけその条件を満たすように鋭意努力中でございます。

○最上進君 いまの御答弁でわかりますとおり、NHKはやはりオリンピックの放映をしたいという意思がまさにおありであるわけでありまして、確認がされたわけでありまして、前小宮山大臣が委員会の場でもお述べになられましたことでありま

すが、場合によつては、やはり民放とNHKとの間の仲介の労をいとわないという積極的な姿勢をとられてきたわけでありまして、大変おとげの強い、私も期待をしております。服部郵政大臣としては、やはりこれを踏まえて、さらに仲介の労をおとりになるお気持ちがあるかどうか、ひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(服部安司君) 前小宮山大臣は仲介に入ると言つたので、私はその後任者だから意思を継がねばならないと思ひますが、しかし、厳密に法的に、この放送権というものはこれはなかなか微妙なものでありまして、本来は放送事業者の自主的な措置を持つべきものでありまして、かりそめにも政府、しかも主管大臣がそれに介入するとなると、これはなかなか容易ならざる事態だと私は思ひます。こういうときにもやっぱりよくは一言申し上げたいのは、もつとしっかりしなさいよ、NHKは。何やっただんですか。逆に今度は、これは内輪だからね、そういうことは言えらうと思ひます。どうやっただんですかと。しかし、もう言つてもすでに遅いので、私はみづから飛び込んでいくことはいらうと私なりに調べてみると少々難点があります。

しかし、なぜこうなつたかということをお私になり知つております。それは、私は一人の国民としてなぜこうなつたかを知る権利があるわけですから、ひとつ参考のために、なぜこういふ結果になつたんだらうか。これは常識的に考えても考えられないことなんですね。ところがその事情も知つて、いよいよもつてこれはもう全く困つたことだ。しかし、御指摘のとおり、これは民族の祭典、国際的行事でありますから、われわれも、かつて東京オリンピック、またはメキシコ・オリンピックを通じて、大変な喜びと興奮を感じた経験があるわけですから、現在の青少年にもそういう気持を与えてやりたいわけですから、私はすべての国民が必ずその立場で見れるように、飛び込んでいく勇氣はあります。最終的にはすべての国民がその与えられた居住地で、テ

レビを通じてその祭典を見、感激を覚えるような措置をとることをはつきりお誓ひ申し上げたい。だから、介入はちよつと御勘弁を願ひたい。しかし、日本の皆さん全国民が見ていただけるように最善の努力を払ふことをはつきりお誓ひ申し上げておきます。

○最上進君 期待をしていた答弁がどうも得られなかつたようでありまして、仲介の労はおとりにならないということございましてよろうか。

○国務大臣(服部安司君) そうではございませぬ。私がみづから進んでいくちよつと勇氣はございませぬが、求められるならば喜んで入つてまいります。したがつて、先ほど申し上げたとおり、必ずすべての国民が、こう言つた中に含まれてゐると御理解いただければ大変ありがたいと思ひます。

○最上進君 最後に、NHK当局にお聞きをしておきたいんですが、やはり何といひまして、わが国の放送の歴史を見ましても、公共放送と商業放送との並立という基本的な体制のもとで今日まで発展をしてきたことだけは間違いないと思ひます。ところが、やはりどうもこのモスクワ・オリンピックの放送問題から、NHKと民放との間あるいは民放各社間において、何かあつてきが生じてきているという感じがして、てなれないわけでありまして、こういう点については多くの方が憂慮しているわけでありまして、どうかひとつ、このNHK、民放関係との協調維持あるいはまたその公正な競争という点で、ぜひひとつ格段の御努力をいただきたいというふうに考えているわけでございます。この点に対する会長の御所見を伺つて質問を終わりたいと思ひます。

○参考人(坂本朝一君) 先生御指摘のように、番組を通じて公正な競争をするということは当然あつてしかるべきだと思ひますけれども、同時に、協調するところは協調するということであるべきではないか、そういう意味ではかなり民放と私どもとの間の協調状況というのは前向きに現在

まで処置してきたんではないかと思つております。ただ残念なことに、モスクワ・オリンピックにつきましても、どうも先生方に御心配をかけ、国民にも御心配をかけるような経過になつたと、これは深くこの席をかりておわび申し上げすけれども、その後の、いま堀田君が報告いたしましたように、冬季オリンピックについては従来のモントリオール方式というふうな形での協調が再び生まれたという、そういう時点からもう一つ前向きに考えられるポイントができたんだではないだらうかというふうに思つておりますので、そういう意味で、いたずらに競合するということなく、お互いに助け合つていけるべきところは助け合ふというつもりで今後処置していきたいというふうに思つております。

○最上進君 終わります。

○大木正吾君 きょうのNHK予算に関する問題の前に、大臣せつかくお見えですからちよつと伺つておきたいんですが、それは、けさのこれは新聞でございましてけれども、公定歩合の引き下げに絡みまして郵貯の金利が下がる、こういう記事がございましてすけれども、まだ最終確定ではないようございまして、新聞報道によりまして、普通預金が大體〇・四四%、定期でしようけれども、定期が〇・七五%マイナス、こうなつておるわけですが、これについて、目減りですね、目減りがどの程度生ずると郵政当局お考えでしようか、そのことをひとつ伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(服部安司君) このたびの公定歩合の引き下げに連動いたしまして、預貯金の金利引き下げが大蔵大臣の発議で日銀の政策委員会で諮られて、同時に私に、大蔵大臣からこの協力方の御要請があつたわけでありまして。私が今日までとつてまいつた態度は、公定歩合と預貯金の金利引き下げとは関係はないんだという態度をとつてまいりました。ただ、こういつた厳しい経済情勢のもとで、同じ一つの国内で貯金体系、預金体系、金利体系という大きい狂いがあつてもこれはまた経済運営にも大きな支障がありましようが、ただ一

○大木正吾君 F M問題について、まだ新しく局をつくるかとか、いろいろサイクル問題等聞きたない点もございますが、一応まあきょうはNHK予算でございます。その方に話を移してまいりまして、伺います。

会長に伺いたいんですが、今回のこの予算から、特に私注目いたしますことは、番組再編成問題が相当大きな問題だと思っておるわけでございますけれども、これについてはあれですか、経営委員会なりあるいは番組編成委員会でございます

か、この議論は何回くらいやったんでしょか。
○参考人(坂本朝一君) 番組の改定につきましては、編集の基本計画、それにより具体的なスケジュール、それを両々相まつてございまして、けれども、大体十一月の中央番組審議会に諮問をいたしまして、それから経営委員会に報告し、具体的には約三カ月にわたって継続審議をしていただいたわけでございますけれども、諮問案を作成する以前に、実は各地方の番組審議会の委員長にお集まりいただきまして、そこでまた御意見をいただいたわけでございます。したがって、いまして、具体的にいろいろな形で審議会に申し渡したの、たしか九月以降ではなかったかと思う次第でございます。もし間違っていたら……。

○参考人(堀四志男君) ただいま会長が申し上げたとおりでございますが、正式に各地方の番組審議会、中央番組審議会でも来年度番組についての意見をお聞きしたのは九月の八日からでございます。そしてそれに基づきまして中央番組審議会に原案を討議していただいたのが十一月の二十一日でございます。

○大木正吾君 済みません坂本さん、それ、特徴的な意見がもし伺えたら、資料手元ないもんで、それから番組編成委員会におきます特徴的な意見をちょっと聞かしていただけないか。
○参考人(坂本朝一君) まあ私どもの方で口火を切りました考え方が、当委員会でも、先ほど申し上げましたようにNHKの存立の基本は何といつても番組である、番組が視聴者に御理解いただき、支持されなければNHKの存立ないという受信料制度そのものにかかわる問題であるということから発想がございまして、昭和三十九年以降の編成をこの際視聴者の態度に応じて変えたいということ、話を切り出して諮問したわけでございますが、それに對して各審議委員の先生方から出されたのは、いわゆるNHKとして、公共放送としての使命を逸脱するようになってはいけなくて、そういう点については配慮すべきであらう。

それからNHKはどちらかと言うと東京中心、全国放送中心という印象を持たれたがちなところから、やはりローカルの充実というようになことに、ついても配慮すべきではないかというように、具体的な御意見等の、二の御紹介になるかと思ひます。

○大木正吾君 ちょっと話題を変えますけれども、実は昨年の九月の末でございまして、大蔵省の税制調査会が長期答申を出しまして、そしてその際に、NHKの経済番組が組まれました、日曜の日に私ちょっと拝見をしたんでございまして、あれども、一般消費税問題についての何人かの賛否の方とゲストの方が出られたのですが、ゲストが二名おられたんですが、二名とも実は一般消費税の導入に賛成という学者の方でございまして、おやっと思つたんですけれども、こういう問題については坂本会長はごらんになってなかったのでしょうか。

○参考人(坂本朝一君) ちょっと具体的番組についての確な御返答がでかねる点がございまして、で、担当をもつてお許しいただきたいと思ひます。

○参考人(堀四志男君) お答えいたします。先生御指摘になった番組は、十月二十三日日曜日に九時から十一時二十分まで、二時間二十分にわたって放送されました政治討論会「安定成長時代と高福祉・高負担」の問題というタイトルの番組だったと思ひますが、それについてゲストが、慶応大学の加藤先生と力石先生でございまして、したがって、この安定、高福祉・高負担の問題につきましまして、加藤先生と力石先生はやや違った立場をお持ちでございまして、一般消費税、この中に取り扱われまして一般消費税についてどういう立場にお二人がおられるか、まあいまいとところ私としては実はつまびらかでないところでございます。

○大木正吾君 そういうことを言われると、私も実は少し声を大きくしたくなるわけなんです、さすけれども、当時、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日経新聞、全部の新聞が、解説を見ていきますと、一般消費税導入については前提条件として税の公平化問題とか物価に対する影響とかたくさん問題があつて、賛否が、新聞はむしろ一般的にはその前に不公平税制をやるべきだということの方の論が多かつたんですよ。坂本さんね、会長もど、いまいと方でもいまいと方でも、とにかくどうも考えたつてこの議論を伺つていまして、当時の録画あるでしょう、見てもらいたいんですけれども、一般消費税、あれだけ大きな国民的課題を呼んだときに、ゲストを選ぶときに若干違ふということでは困るんですよ。やっぱりはっきりこういふときには賛成、反対という方を呼んでいただまして、そして国民に理解を深めていくということがやっぱり大事な問題でございまして、余り話をそらさずに、私はもっと正しくやっぱり当時のことをよく知つていようかどうか答えてもらいたいと思ひます。

○参考人(堀四志男君) お答えいたします。前半については先生御指摘のとおりで、これはゲストとしてお二人をお呼びいたしました、御承知のように、自民党から山下先生、社会党から武藤先生、公明党、坂口先生、民社、栗林先生、それから共産党から荒木先生、新自由クラブ榊沢先生、それにゲスト二人で長時間にわたる討論を展開したわけでございます、したがって、ゲストの二人が一般消費税についてお話しすることもさることながら、政治的立場が明確な人たちがかなりはつきり議論をいたしました。確かにこのゲスト二人は一般消費税に關してでなく、経済の安定成長時代における高福祉・高負担についての総合的な立場をそれぞれ代表するといふ意味で呼んだわけでございますから、一般消費税——そのときの一つの問題でありました一般消費税についてはどういふ立場をとったか、率直に申し上げて先ほど申し上げたとおりでございまして、そのほか各党の意見の中で、十二分にこの問題が討議されたように記憶いたしております。

○大木正吾君 堀さん、話をそらしちゃ困るんですよ。これは大臣の見解も聞きたいんですが、新しい問題を提起するときには賛成、反対あるのはこれはあたりまえですがね。理解を深めるためには、やっぱり議論が違ふ立場の方がデイスカッションすれば、一番理解が深まるわけでしょう。私は、それはもう政府なり自民党の代表なり——山下さんもよく知つておりますけれども、ただ社会党なり野党の立場というものと、自民党なり政府の立場、これはわかるわけですからね。NHKがゲストを選ぶときのことを堀さんに聞いているんですよ。それから、もう少し慎重であつていただきたいという気持ちがあるんですよ。私自身がいまはパジャマついで、前にもっと自由に物を言えたときには、何回かおじゃましたときに、ゲストが全部同じ意見で集中砲火浴びたこと何回もありましてね、岡村当時の司会者にも電話でもって直接お話をしたんでございまして、岡村解説委員はちゃんと謝つておりましたけれども、同じ傾向の人でもって、やっぱり国民が見る目というものは、政府・自民党はむしろこれは賛成でしよう。しかし、野党が反対することは当然でしよう、度合いは違ひましてね。そういう目で見ていますから、ゲストがどういふ意見を持つかということ、これは非常にやっばり関心が深い問題でございまして、堀さん、そういう問題についてこれから改めるお気持ちがありますか、ありませんか。

○参考人(堀四志男君) お答えいたします。今後、ゲストの問題につきましても、十二分の配慮をいたしまして公平を期するようにしたいと思ひます。

○大木正吾君 具体的な問題でもう一つだけちょっと、これは私も言にくいんですが、むしろ自分がある意味じゃマスコミの被害者というところもございまして、それでお許しいただきたいんですが、「総理と語る」、これ私は結構だと思ひますがね。野党の党首と語るという番組が私はNHKにあつてもいいと思ひます。それから同時に、もう一つ別の角度から伺いま

社会主義國等に比べますと、放送時間からまゐりますと決して長い方ではございません。

○大木正吾君　社会主義國の場合には政策、政治キャンペーンが多いですから別にいたしまして、最近の日本經濟なり政治動向がきわめて海外との關係の深い時代に入つてまいりましたんで、まあ予算で大蔵省なり政府側が非常に厳しいというところともわかるんですけれども、私はこういうときにこそこの種の番組の時間をもつと長引かせるということがなければ、音痴の日本人というものはやつぱり永久に音痴でもつて終わつちまうと思ふんですよ。

ですから、そういった点につきまして、いま急にここで時間を何時間延ばすなどと言つてもらうことはないんですけれども、ぜひこれは會長も、従来の番組の時間は当然守つていただかなくちゃいけませんし、同時に、大臣以下全部が、委員もこれ、協力し合ひまして、やつぱり日本のいまの

時代が何かちよんまげと何とかでもってあるような形がスペインとかあっちこっちの宣伝に載っているとかね、そんな残念なことでは、私はやっぱりいまの日本の政治経済社会の動向というものについて、国際的理解が非常に不十分だと思えますよ。ですから、この辺の問題について、新しい時間の延長等についてお考えいただけませんか。

○参考人(坂本朝一君) 御承知のように、海外放

送はNHKが自主的にやりますものと、命令によってやるものと渾然一体として実施しておるわけでございますが、まあ時間の延長もさることながら、受信状況の改善等もあわせてやってまいりませんといけなんではないかということで、この点にいさか力を入れたというふうにも考えておりますけれども、あわせて短波による海外放送のみならず、番組の交換あるいはテレビ番組輸出等々について、格段の努力をいたしまして、日本の、先生御指摘のような姿を相手国に知ってもらおうという努力は引き続きしたいと思っております。ただ、時間延長等につきましては、将来の企業

大体見当はつきましたけれども。

そこで、先ほど堀さんの御回答の中に、十一月から番組編成委員会での議論が始まったと、こういうふうにお話がありました。それでよろしゅうございますか。

○参考人(堀四志男君) お答えいたします。

NHK内部といたしまして番組編成の議論が始めたのは五月でございます。対外的に外部の審議会の先生方から来年度の番組について、フリーディスカッションの形で御意見を聞きまして一番最初が九月でございます。それに基づいてわれわれが基本計画案をつくりまして諮問申し上げたのが十一月でございます。

○大木正吾君 大筋のものはこの手元にございまして、また、長い表のものもございすけれども、内容をどうするかというところは、まだまだ恐らく全部ビデオとか俳優、出演者の方が決まっておるわけじゃないと思ひますので、そこでお願ひがあるわけでございます。

これはむしろ委員長と理事の方にお願いなんです、いいものをつくる、あるいはよく見られるものをつくる、豊かなものをつくる、開かれたNHK、こういうお話があらちから出てくるわけでございますけれども、そういうものをつくるために、これは工場の製品でも同じなんです、やっぱりディレクターの方なりあるいはそれに協力する方々や、さらにまた裏方の方々など含めて、そのNHKの中で働く一五五、六千の方々の気持ちが一丸とならなければならぬ、これはできないわけですね。そこでお願ひしたいのでございますが、衆議院の通信委員会におきましても若干の参考人等について、この種の問題の意見を聞いている事例を私、伺ったのでございますが、会長どうでしょうか、この委員会、あと日には何日間もないのでございますが、短時間でも結構ですから、番組編成委員会の代表の方一名、さらに従業員代表の方一名とか、そういう形で、これは十五年ぶりにこの番組を変えるんですからね、大臣、相当これ大事な問題でござい

ますから、あらゆる方の意見を聞いていいものをつくっていくということをお願いしたいがために私はお願ひしているわけでございますけれども、やっぱり制作担当の従業員代表の方や番組編成委員会の責任者なり代表の方々、そういう方々を参考人として、この番組編成についてどういう所感をお持ちか聞く機会を持つように、ひとつ委員長にお取り計らいをお願いできないでしょうか。

○委員長(栗原俊夫君) 後ほど理事会で御相談をいたしたいと思ひます。

○大木正吾君 それじゃ番組問題は以上で終わります。経管問題については、先ほど詳しく最上先生の方から出ておりましたから私の方ではなるべく簡単にいたしますが、この見通しの根拠でございますけれども、これは建設省その他の住宅建設見通し、大体住宅等についてはこれは大臣も御承知でしょうけれども減ることはないわけで、きわめて需要は大きいですから、潜在的にも顕在的にも大きいわけで、問題は、厚生省等から取った資料が総理府からわかりませんが、世帯数がどう伸びているかという問題ですね。そういうこととの整合性がこの計画の中には盛り込まれているわけでございますか。

○参考人(中塚昌胤君) お答えいたします。

厚生省の人口問題研究所、ここにございましては、五年ごとの国勢調査の結果、それをもとにいたしまして先行きの世帯数の増加を推計するという作業をやっております。で、それを私どもは原則として世帯数の増加と見ておるわけでござい

ます。それから、建設省が昭和四十九年度から五十五年までの住宅の建設の必要戸数を算定いたしました基礎として、世帯数の増加はこの五年間で四百五十九万、約四百六十万というふうに見えております。で、これを年平均にいたしますと約六十五万六千ということでございます。で、私どもは五十三年から五十五年にかけては、各年七十万の世帯数の増加というふうに見たわけでございます。これは厚生省の先ほど申し上げました年平均七十四万の増加に対して、私どもは七十万と見たわけでございます。その理由は、最近これは自治省から発表されております各年の住民基本台帳による世帯数の増加、これは鈍化の傾向にございまして、昭和四十九年度では前年度比六十八万の増加、それから五十年年度では六十七万の増加、それから五十一年度は前年度で四十七万の増加というふうな、非常に鈍化の傾向になっております。で、そういう傾向を加味いたしまして、厚生省の人口問題研究所で発表しております各年七十四万を、各年七十万というふうな私どもは推計をして、五十三年、五十四年、五十五年、その世帯契約数の増加を計画するためのものにしたわけでございます。

○大木正吾君 まあ大体わかりましたけれども、先ほど最上委員も盛んに質問しておられたんですが、結局、料金収納の見通しがだんだんむずかしいという、納めりや損だという、こういう雰囲気ですね、これについては中塚さん、何か調査なりあるいはアンケートなり、そういうことはされ

たんですか。

○参考人(中塚昌胤君) 私どもは営業基本調査というのを大体毎年やっております。それは、ある特定の地域を決めて、そこでサンプリング調査をやります。で、どういう理由で払わないとか、それから、どういう時間帯に行った場合に不在が多くて、どういう時間帯に行った場合に面接率が高いとか、そういうサンプリング調査を毎年やっております。そういうことでまあある程度の傾向と申しますか、それをつかみまして、それに

応じて対策を全国的に進めていくということをやっている次第でございます。

○大木正吾君 ちょっと話題変えますけれども、この非世帯の、たとえばホテルとかあるいは会社とか官庁、そういうところに対する大体収納状態についてはどういふ見通しなんでしょうか。

○参考人(中塚昌胤君) 私どもといたしましては非世帯、これは事業所、全国で五百九十万、約六百万近く事業所というのがあるわけでございますけれども、その中で世帯と事業所が一緒になっているというふうなもの、それからその事業所、非世帯の契約の対象になるけれども、テレビを設置しておられる割合がどれぐらいあるかと、そういうことを計算をいたしまして、それで、この非世帯契約の対象になるテレビの設置台数は大体どれぐらいあるだろうかというのを計算をいたしております。で、そういうやり方で計算をいたしまして、現在の非世帯契約が約七十二万でございます。計算をしております。まあ大きなホテル等でございます。たとえば東京の一流のホテルでは、ほとんどが一〇〇%の契約率になっていて、まあ中には八〇%ぐらいのものも若干はございすけれども、ほとんどは一〇〇%の契約率になっております。

ただ、私どもが、客室が幾つあると、それによつておたくにはこれだけのテレビがあるはずであるというところで参るわけでございますけれども、先方でもこれだけしか置いてないということを言われますと、それ以上立ち入って調べるといふすべはございませんので、先方が申し出られる数、それだけは契約をします。だから、一〇〇%と申し上げても、じゃあ絶対に正確に一〇〇%かというのを言われますと、まあそこは若干の誤差もあるかと思ひますけれども、東京の一流ホテルではほとんど先方の言われる数の契約はできていますというところでございす。

○大木正吾君 まあホテルの部屋の中に、たとえば泊して七千円なり一万円なりというところで

テレビのない部屋はまずないでしょうね。そうしますと、先ほどの、東京都内の状態の話は多かったです。ごいいますけれども、五百八十万の事業所、それに対して百四十万、個人経営を除きましてですね。八三、四％と見ているという中塚さん、この見方は少し甘過ぎると思いますか、関係の非世帯に対する徴収の度合いが寛大に過ぎませんか。極端に言いますと、一時間百円入れてそして見てくれというところがありますね。仮に三百日間これを使えば、年間三万円です。三年間使ったら十万円ですから、駄っけてもテレビは減価償却されるわけですね。ですから、そういう点等について考えますと、やっぱりこういった新しい要するに開拓分野というものについてもう一工夫あつていいんじゃないか、こういう感じがするんですが、どうでしょうか。

○参考人(中塚昌胤君) 先ほど約八五％ぐらいの契約率と申し上げましたが、確かに世帯に比べてこの契約の率というのは悪いわけでございます。で、ただいま先生おっしゃいましたように、やはり私もとしましてはこの非世帯の契約というところにさらに力を入れなきゃならないというふうに考えております。いま管理職を中心にいたしました特別プロジェクト、これで今年度も一月以来東京、横浜、この辺の非世帯を中心に活動を展開させまして、一月から現在までで約二千五百件ぐらゐの契約を非世帯、まあ独身寮も入っておりますけれども、そういう契約を締結したという実績もございいますので、さらにそういう活動を強化させていきたいというふうに考えております。

○大木正吾君 最上先生とちよつと違つた角度から、私、不払いという問題ではないんですが、テレビでも、ちよつと伺いますが、リースですね。たとえば一室あるホテルに對しまして全部テレビをつけてしまつて、所有権だけ私が持つてゐるといった場合には、これはその旅館なりホテルの方では、自分のものじゃありませんと、こういう理屈が出てきますわね。そういったものが仮にあつたとしたらどうされますか。

○参考人(中塚昌胤君) もしそういうことがございましたら、直ちに契約をしていただくというところをそのホテルなりそういう経営者と折衝をいたします。

○大木正吾君 私はこういうことを考えて一つ提起をいたしたいんですが、たとえば電気、ガス。まあ私の母体でございまして電電公社、これは大臣、電話料払わないと黙つていてとめるんですね。やっぱりこういうやり方というのは余りいまの世の中の中合わないです。そこで、これ経営上の問題では少し問題が起るといふ御心配があるかもしれないけれども、NHKの場合には、法律的には納入の義務があるけれども罰則を科することはできないんですね、実際に。また、それがNHK独自の、国際的にもユニークな経営上のあり方と、こう考えてもいいわけでしょうね。これ自身、日本人自身が国際的に持つていて、日本のNHKというのはいさういふば料金体系を持つて経営しているんだということ、私は胸を張つていい問題だと思ひますけれども、そこで問題は、ガスあるいは電気等はメーター調べが来るわけでございますけれども、そのときにおかみさんなり家庭の主婦の方が検針員の方に対して、うちのガスのことが悪いとか、あるいは電気の場合に、どうもたまにショートするとか、そういった話などはできるわけですよ。

一番大事なことは、先ほど最上先生もおっしゃつたんですが、要するに、不払い運動をやるグループに対して、こつちは罰則で臨むのか説得でいくのか。私は、むしろいまの時代に集金の方々ですね、そういった方々が、もつとも、ノルマですから、十軒ばつぱつと地域回つてしまつて、そのうち何割か収入があるわけですから、その心理はわかりますけれども、むしろそういった、いま集金人の方何人いるか私わかりませんが、そのうちの仮に一割の方に對しましてテレビに関する基礎的な知識を、教育を、訓練をするといひましようか、夕方の五時ちよつと前に二分か三分、テレビがこうなつてこが悪いときはこう

いう原因ですがと、こういう話やつておつたて、あれ見ている方そんなにないですよ。だから私は、こつちのユニークな経営状態を貫徹するとしてしまふれば、やっぱりさういふ新しい工夫ですね。要するに、NHKの方が来られた、もちろんNHKの職員でないことは知つていますけれども、来られたときに、民放の方なんか全然もちろん来ないわけですから、NHKらしく、まあ常識的なことで、近所の電気屋から買ったけれども、その電気屋もひとつも修理に来てくれないんだといったときに、そのテレビを見て、さうして、大体このテレビはこが悪いですよという話になつたことではないでしょうか。また、さういふことを考える必要が今後の問題としては生じないでしょうか。

○国務大臣(服部安司君) 実は、私は就任いたしました、いろいろ検討をいたしました結果、料金収入以外に財源の確保のできない企業体でありますから、この料金収納を一〇〇％できる状態にするためにはどうすればいいかということについて、まずNHKの経営委員の方に一堂に集まつていただいて、きょうまでのさういふ対策をどのようにされたかということをお伺ひいたしました。その中で、約二時間半ばかりの短い時間でありましたが、今日までのいろいろな、権威者が集まつてどうやるかということの検討された内容もお聞きいたしました。私はもちろん現在のあり方は、もうこの法律が制定されてからずいぶん長い話で、日本の国民の物の考え方もかなり変わつてまいりましたし、余り罰則を設けるといふことは決して好ましいことではありせん。人を信じて生活するといふことは非常にすばらしいことであることも万々承知いたしておりますが、しかし、このように経営状態が悪化してまいりますことと、先ほど申し上げたとおり、視聴料の収入が、いろいろとデータは出てゐるがなかなか、本当は半分ぐらゐしか入つていないんだというお話を聞いたいたしますと、所管大臣として非

常に大きな問題であると。なお、ことは国がいちよる住宅金融公庫を通じて建てる家でも四十万戸なんですね。民間入れればかなりの伸びがあるはずなのに一向に伸びないというところにも一つの大きな問題点があるんじゃないだろうか。そこで、私が向こうを向いて言うのと、こつち向くとしつかりやれ、企業努力しろと、こつち向つてゐるわけですが、この問題も、いま私がこつちのようになつたといふお答えはできませんけれども、皆様方の御理解と御協力を得てひとつ真剣に検討をしたいと、かように考へてゐる次第でございます。どうぞその節はひとつまた新しいいいお知恵を拝借したい、かように存じてゐる次第でございます。

○大木正吾君 大臣も御承知のとおり、大変なこれ世の中なんです、状態が変わつてきておりまして、最近ですと、皆さん全部個人の生活は自分でもつてやっぱり守るという意識が高まつてきておるわけですね。さうしますと、最も悪いのは、これは町の刑事事件などを起すのは一番悪いし、窃盗なんかは問題でしようけれども、可能な限りやっぱり自分の支出を切り詰め、可能な限り出費を同時に防ぐ。

あるいは最近の事例ですと、これはちよつと例として適当でないかもしれませんが、医療費を五万円以上払つた場合に、税務署に申告をしますればという話で、野末陳平委員が出された本がベストセラーという話もございまして、野末さんの本をちよつと拝見したんですが、決して——税金の問題につきまして、私も本を書いたことございまして、中身がすぐれてゐるかというところ、先生におかれましては、きょういらつしやらないからようやうやうやう、決してすぐれてゐるわけじゃないんですが、ヒントを与えてゐるわけですね、結局、それは税務署に税金の還元を要求する、また、それが法的にはできるし、税務署の方は、こつち見ていきますと、源泉徴収票の裏に二、三項目ありまして、そしてたとえば住宅を新築したときには税金が返ってきますとか、病氣

で家族を含めて五万円以上払った場合返ってきたと書いてあるんですね。ただ、失業した場合に返ってくる、こんなことは書いてございませう。これは残念なことなんですが、ですから、やっぱりそういった世相の変化に対して、従来どおりの形での私は議論をしておったんでは、これはやっぱりどうにもならぬと思います。

さっきの番組編成問題とも関連するんでございますけれども、やっぱりNHK自身がサービスをどういうふうな分野で開拓するか。その辺、坂本会長なり、所見がありましたら伺いたいし、なければぜひこれは検討をしたらわぬと思ふうのです。

○参考人(坂本朝一君) NHKの視聴者とのパイプと申しますか、つながりと申しますか、そういうのは、番組は当然でございましてけれども、一軒一軒回って受信料をちょうだいしてくれる集金の方、これがだで視聴者と直接お会いできる機会でございますので、その機会を利用してできるだけNHKの理解を深めてもらうという努力をやはりすべきであらうと、そう私は考えております。ただ反面、効率化、経営の合理化というようになるとなれば、反面やはり口座の拡大とか前納の拡大とかということもあわせて考えなきゃなりませんので、その場合にはそういう口座あるいは前納等でNHKに受信料をお支払いいただく方々へのコミュニケーションというところはまた別に考えなきゃいけないんじゃないだろうかというふうな思っておりますので、そこら辺のところはなかなか具体的な問題になりますとむずかしい点がございましてけれども、しかし何と云っても視聴者とのつながりのポイントでございまして、これは大木先生の御指摘のようにきめ細かに努力していきたいというふうに考えております。

○大木正吾君 このところは一般的なお答えではなしに、具体的に検討していただきたいのですけれども、私もその道三十年で、同じような、似たような仕事をしてきた立場にありますが、最近NHKが朝の一〇二ですか、なんか放送されま

した東京都の清掃職員の募集に対して、百四十人募集に対して三千人応募されて、二十倍という報道がございました。ああいったことを見ていきましても、やっぱりわれわれから考える以上に雇用問題などは深刻だと私は思うんですね。それから同時にそういうことを考えれば考えるほど、私たちは新しいやつばかり番組でもって視聴者と、もちろんこれはいい番組だから見たいという気持ち、NHK絶対いいぞと、こういう話もいじょうし、それから同時にいろいろな番組編成とか視聴者の意見を聞く機会を持つこともいいと思ふいます。しかしやっぱり最近の主婦の気持ちなど、ほくらもお茶飲みながら座談会なんかしていきますと、やっぱりすぐ目の前でもって何か具体的にサービスをしてくれるというのを非常に期待し、希望しているわけですね。私はだから電電公社なんかに対しては言いたいんですけど、料金が高納された、最近コンピュータでもって計算の間違ひが大分出たという話もございまして、ね、びしょと一言でもって電話を切ってしまうんですね。あれなんか、きようは電電の方おりませんですけれども、やっぱり私はまずいと思うんですよ。ですから、中塚さんにもお願いしたいんですけれども、ぜひそういう一—NHKの職員じゃありません、この集金の方々は、ありませんが、NHK関連の仕事をしておることは事実なんです。ですから、ですから若い中堅の方々は、一週間ぐらい基礎的なことでもいいですから教えれば、うちのテレビはどうもこちららしいじゃないかあるいはどうもこの番組の出が悪いとか、色がどうもはつきりしないとか、そういう基礎的なことぐらいい教えてあげまして、そういう料金もいただきに行くときに、ちょっと一声いいですから、テレビは奥さんどうですか、ぐあい悪くありませんかというところぐらいあれして——自分でも直すことないんですから、多分原因はここですから、電気屋さんへ行つて相談しなさい、こういう話をしますと、機械に触れたまじく生の対話ができるわけですから。それから会長あれです、たと

えは東京都内のほんの二、三千軒しかできないとしましても、恐ろしいものです。大臣が当選したときなんか、みんなこれは口コミでもって当選していらっしゃるから。そういうことなんで、NHK変わったなと、こういうイメージを出すことを考えたら、私は決してそういうことは損な投資じゃない、こう考えているんで、ぜひ具体的にこれは検討していただきたいんです。

○参考人(中塚昌胤君) 現在でも委託の集金取り扱いの方々に常時受信相談カードというのを持たせております。で、こういう人たちは最小限のそういう教育はいたしております。そういうカードを持たせまして、その受信相談について記入をいたしまして、その場で答えられるものは答えまして、まあ専門家ではございませんで、それを各営業所へ送付いたしまして、回付いたしまして、それで専門の営業技術の者がそこへ行くというやり方をやっております。それから番組が新しく変わりますような場合には、新しい番組のセールスポイントというふうなものを教育いたしまして、それで話をさせるというふうなことはやっております。で、先生御指摘のように、まだ私もいたしましては十分とは考えられておられないので、今後さらにもそういう教育を進めて強化してまいりたい、このように考えております。

○大木正吾君 最後になりますが、番組編成の大きな大幅な変更と同時に、これは大臣にも伺いたいでございまして、五十年にこれ、NHKは基本問題調査会をやっておられるわけですね。これをずっと上の方、表の方、先の方だけ拝見したんですけれども、当時もこの経済動向の変化という問題については受けとめた記述が若干散見されるんですけれども、私が感じますには、先ほどいろいろ意見が出ておりました中に、先んずき心配している意見がきようはずいぶん出ておるわけがございまして。そうしますと、大臣の方は料金値上げ問題については極力抑制と、こ

う出ておりました、先ほどの最上委員の御質問に對してお答えでも、大体感觸はつかめたんですけれども、極力抑制でございまして、これは凍結でもありませんし値上げをするまでもないわけです。まあ値上げをする時期が近い将来にあるのか、なと、こういう感じでもって私は読みました。だいてはむしろ私は相当国家経済なり国際経済も変わってきているし、また、番組も変えたこと自身も、ある意味ではNHK自身が市民なり国民の価値観とかニーズにこたえるという立場でやっぱりやっただけでございまして、だから、逆にやっただけでも、こういっただけでもう一遍やっただけでも、どうしても、極力抑制だけれども、どうにもならぬときにどうするんだという問題について、ぼちぼちこれは手がけてまいりませんか、私はやっぱり立ちおくれるといましようか、遅まきになってしまつて、ひゃあっと上げました、国鉄みたいにお客さん減りました。さっきの最上先生じゃありませんか、集金的に今度は不払い運動が起きる、そういう心配がございまして、大臣と会長に最後に伺いたいたのですが、NHK自身の経営の基盤をやっばりしっかり固めていくために、方針を決めて結構です。五十三年度予算の問題決めて結構です。私にはやっばりこういっただけで、もう一遍やっばり会議を起こして、そして、もっと広範な方の意見を聞きながらそういう事態に備えていくべきではないかと、こう考えていますので、この辺のことについて大臣と会長から最後に御見解をちょうだいしたいので

○国務大臣(服部安司君) いろいろとNHKの経営について御心配をかけて、また、貴重な御意見、大変私は喜んで受けとめております。私は、創意工夫という言葉はあえて大木先生の当初の質問に答えたわけでありまして、大体その武家の商法をやっているのは現代のNHKなんです、私から言わせると、したがって、きょうまで、私は限られ

二 有価証券の払戻しの直前に於いて簡易生命保険及郵便年金特別会計法第八条の規定により当該年度分の余剰金として預託されるべき資金（約定期間が一年未満のものを除く。）の額

「前項の規定により付する利率」とあるが「払戻しを受ける日」の上記「の」が、毎年三月三十一日及び九月三十日と取らる。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

三月三十一日日本委員会に左の案件を付託された。
一、日本放送協会昭和五十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する書類

日本放送協会昭和五十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

昭和五十二年十一月十八日

内閣総理大臣 福田 赳夫殿

日本放送協会昭和五十一年度財産目録等の回付について
日本放送協会昭和五十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の検査をしたのでこれを回付する。
なお、検査の結果記述すべき意見はない。

1 昭和五十一年度財産目録

財 産 目 録

昭和五十二年三月三十一日現在

科 目	内 容		合 計
	要 領	金 額	
(資産の部)			
流動資産	現金	43,116,790	40,251,103,306
現金預金	現金	8,053,353,689	8,096,470,479
受信料未収金	受信料未収金	6,618,280,906	2,118,260,906
	未収受信料欠損引当金	4,500,000,000	
有価証券	受信料未収金の収納不能見越額	△	25,284,735,128
	金融債ほか		

財 産 目 録	内 容	金 額	合 計
固定資産	建物	75,941,892,468	130,747,032,727
有形固定資産	建物	△ 23,357,501,458	129,554,613,179
	減価償却引当金	43,589,363,352	52,584,391,010
	空中線設備ほか	△ 18,189,263,237	
	同上減価償却引当金	135,190,292,128	35,652,043,145
	放送設備ほか	△ 99,538,248,983	
	同上減価償却引当金	950,776,563	334,154,497
	楽器、事務用什器ほか	△ 615,622,066	
	同上減価償却引当金		15,286,161,153
その他の流動資産	未収金	1,256,988,139	
	有価証券利息ほか		
	建物賃借保証金ほか	760,588,849	
	諸立替ほか	138,514,760	
前払費用	長期借入金利息ほか	2,478,737,932	
貯蔵品	フィルム、放送記念品	116,797,113	

2 昭和51年度貸借対照表

貸借対照表

昭和52年3月31日現在

(科目)	(金額)	(額)
流動資産		
現金預金		8,096,470,479
受信料未収金	6,618,280,906	
未収受信料欠損引当金	△ 4,500,000,000	2,118,280,906
有価証券		25,284,735,128
前払費用		116,797,113
その他の流動資産		2,478,737,982
流動資産合計		2,156,101,748
固定資産		40,251,103,806
有形固定資産		
建物	75,941,892,468	
建物減価償却引当金	△ 23,357,501,458	52,584,391,010
構築物	49,559,363,352	
構築物減価償却引当金	△ 18,189,263,237	25,350,100,115
機械	135,190,292,128	
機械減価償却引当金	△ 99,538,248,983	35,652,043,145
器具什器	950,776,563	
器具什器減価償却引当金	△ 616,622,066	334,154,497
土地		15,286,161,153
建設仮勘定		347,763,259
無形固定資産		
無形固定資産		1,192,419,548

建設仮勘定	347,763,259		
無形固定資産	1,192,419,548		
特定資産	1,192,419,548		
放送債券償還積立資産	1,730,000,000		
繰延勘定	1,730,000,000		
長期前払費用	198,100,829		
放送債券発行差金	32,097,127		
資産合計	166,003,702		
(負債の部)	172,926,236,862		
流動負債	24,621,154,642		
未払金	2,193,267,318		
受信料前受金	21,946,590,552		
その他の流動負債	481,296,772		
前受り金	15,586,877		
預金	68,462,000		
返金	397,247,895		
固定負債	53,801,000,000		
放送債券	14,920,000,000		
長期借入金	33,181,000,000		
退職手当引当金	5,700,000,000		
負債合計	78,422,154,642		

固定資産合計.....130,747,032,727
特 定 資 産.....1,730,000,000
放送債券償還積立資産.....1,730,000,000

繰 延 勘 定 債 権.....32,097,127
長期前払費用.....166,003,702
放送債券発行差金.....198,100,829
繰延勘定合計.....172,926,236,862

(負債の部)
流動負債.....2,103,267,318
未払金.....21,946,590,552
受信料前受金.....431,296,772
その他の流動負債.....24,621,154,642
流動負債合計.....14,920,000,000

固定負債.....33,181,000,000
放 送 債 権.....5,700,000,000
長期借入金.....53,801,000,000
退職手当引当金.....78,422,154,642
固定負債合計.....75,000,000,000

(資本の部)
資 本.....1,008,375,958
繰 越 欠 損 金.....20,512,458,178
当期事業収支差金.....94,504,082,220
資本合計.....172,926,236,862
負債資本合計.....172,926,236,862

3 昭和51年度損益計算書
昭和51年4月1日から昭和52年3月31日まで

損 益 計 算 書		金	額
科 目		円	円
経 常 事 業 収 入	経 常 事 業 収 入	187,522,981,087	191,504,768,168
	受 付 金 収 入	612,164,800	
	雑 収 入	3,369,672,281	
	給 付 金 収 入	63,772,060,201	170,215,237,572
	経 常 事 業 収 入	42,304,810,798	
経 常 事 業 費 用	経 常 事 業 費 用	1,043,159,943	
	調 査 費 用	23,378,255,092	
	研 究 費 用	2,089,580,897	
	理 理 費 用	20,764,728,156	
	減 価 償 却 費 用	12,955,037,343	
経 常 事 業 収 支 差 金	経 常 事 業 収 支 差 金	3,908,105,142	21,289,530,596
	本 期 収 入	10,692,000,000	
	本 期 支 出	10,597,530,596	
	特 別 収 入	733,632,097	755,425,267
	特 別 支 出	2,811,587	
特 別 収 入	特 別 収 入	18,981,583	
	固 定 資 産 受 贈 益	639,108,123	1,532,497,685
	過 年 度 損 益 修 正 益	127,941,485	
	固 定 資 産 除 却 損	765,448,072	
	過 年 度 損 益 修 正 損		
当 期 事 業 収 支 差 金	当 期 事 業 収 支 差 金	20,512,458,178	20,512,458,178
	本 期 収 入	10,692,000,000	
	本 期 支 出	9,820,458,178	
	特 別 収 入		
	特 別 支 出		

4 昭和 51 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

昭和 51 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1 決 算 概 説

日本放送協会は、昭和 51 年度において、かつてない厳しくかつ困難な財政状況を打開するため、今後 3 か年間の経営見通しに基づき、公共放送としての社会的使命を果たすために、やむを得ず、受信料月額額の改定を実施したが、2 か月にわたる暫定予算の実施等の事情により、極めて厳しい財政運営を行うこととなった。

このような状況下において、事業計画に基づく各部門の業務活動をさらに合理的かつ効率的に推進し、極力受信契約者の増加を図るとともに、視聴者の意向を吸収してこれを事業運営に的確に反映し、テレビジョン、ラジオ両放送の全国普及とすべれた放送の実施により、国民生活の充実に資するよう努めた。

当年度末の資産及び負債の状況を財産目録と貸借対照表でみると、資産総額 1,729 億 2,623 万 6 千円に對し、負債総額 784 億 2,215 万 4 千円、資本の部における資本 750 億円、繰越欠損金 10 億 837 万 6 千円、当期事業収支差金 205 億 1,245 万 8 千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入 1,915 億 476 万 8 千円に對し、経常事業支出は 1,702 億 1,523 万 7 千円であり、差し引き経常事業収支差金は 212 億 8,953 万 1 千円である。

これに特別収入 7 億 5,542 万 5 千円を加え、特別支出 15 億 3,249 万 8 千円を差し引いた当期事業収支差金は 205 億 1,245 万 8 千円であり、当期事業収支差金のうち資本支出充当は 106 億 9,200 万円、事業収支剰余金は 98 億 2,045 万 8 千円である。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源に充てるものである。

2 資産及び負債並びに損益の状況

当年度末における資産、負債の状況及び当年度内その増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

(1) 財産目録及び貸借対照表

ア 資 産 の 部

当年度末の資産総額は、前年度末の 1,471 億 2,888 万 6 千円に比べ 257 億 9,735 万円増加し、1,729 億 2,623 万 6 千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭 和 50 年 度 末		昭 和 51 年 度 末		増 減
	金 額	構成比率 (%)	金 額	構成比率 (%)	
流 動 資 産	22,203,802	15.1	40,251,103	23.3	18,047,301
固 定 資 産	123,411,969	83.9	130,747,032	75.6	7,335,063
特 定 資 産	1,298,000	0.9	1,730,000	1.0	432,000
繰 延 勘 定	215,115	0.1	198,101	0.1	△ 17,014
合 計	147,123,886	100.0	172,926,236	100.0	25,797,350

の 流 動 資 産

当年度末の流動資産は、前年度末の 222 億 380 万 2 千円に比べ 180 億 4,730 万 1 千円増加し、402 億 5,110 万 3 千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭 和 50 年 度 末	昭 和 51 年 度 末	増 減
現 金	6,300,284	8,096,470	1,296,186
受 信 料 未 収 金	1,859,281	2,118,261	258,980
有 価 証 券	9,217,510	25,284,735	16,067,225
財 産 勘 定	111,601	116,797	5,196
前 払 費 用	2,640,600	2,478,738	△ 161,862
そ の 他 の 流 動 資 産	1,574,526	2,156,102	581,576
合 計	22,203,802	40,251,103	18,047,301

注 1 現 金 預 金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
現 金	43,117	
預 金	8,053,353	
合 計	8,096,470	

注 2 受 信 料 未 収 金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
受 信 料 未 収 金	6,518,261	当年度末の受信料未収額
未 収 受 信 料 欠 損 引 当 金	△ 4,500,000	翌年度における収納不能見越額
合 計	2,118,261	

注3 有価証券

(単位 千円)

区	分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
金	債	20,790,800	20,718,664	20,718,664	興業債券ほか
政	府	2,103,000	2,089,567	2,089,567	鉄道債券ほか
電	信	1,342,455	1,389,754	1,389,754	
国	債	1,000,000	987,500	987,500	
事	業	150,000	149,250	149,250	電力債券
合	計	25,386,255	25,284,735	25,284,735	

注4 貯蔵品

(単位 千円)

区	分	金額	摘要
フ	イ	94,217	
放	送	22,580	
合	計	116,797	

注5 前払費用

(単位 千円)

区	分	金額	摘要
長	期	346,582	
期	借	1,024,487	
年	入	829,568	
度	金	278,101	
受	信		
信	料		
料	収		
納	経		
経	費		
費	用		
合	計	2,478,738	

注6 その他の流動資産

(単位 千円)

区	分	金額	摘要
未	収	1,266,888	
差	入	760,599	
人	保	138,515	
保	証		
証	金		
金	金		
合	計	2,156,102	

(4) 固定資産

(単位 千円)

区	分	前年度末高	当年度増	当年度減	当年度末高	減価償却累計額	差引当年度末高
有	形	256,602,546	21,737,312	7,083,610	271,256,248	141,701,635	129,554,613
建	定	74,077,531	2,169,374	305,013	75,941,892	23,357,501	52,584,391
構	築	38,184,154	5,760,023	404,813	43,539,364	18,189,268	25,350,101
機	械	127,543,778	13,242,504	5,600,990	135,180,292	99,588,249	35,663,043
器	具	938,434	30,733	16,391	950,776	616,622	334,154
土	地	15,143,182	188,393	45,414	15,286,161	—	15,286,161
勘	定	712,467	346,285	710,989	347,763	—	347,763
無	形	1,554,125	154,421	4,085	1,704,461	512,042	1,192,419
合	計	258,156,671	21,891,733	7,087,695	272,960,709	142,213,677	130,747,032

注1 当年度増加額のうち、建設計画の実施に伴う増加は、211億5,464万5千円であり、これは総合、教育テレビジョン局の建設、放送設備の整備等を実施したためである。

注2 当年度末の建設仮勘定は、テレビジョン局建設工事等未完成のものである。

(5) 特定資産

放送法第42条第3項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産であり、その増減状況は次表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	昭和50年度末	昭和51年度末
放	送	1,293,000	1,492,000
債	券		1,060,000
償	還		1,730,000
積	立		
資	産		

(6) 繰延勘定

翌年度以降にわたる費用となるもので、前年度末の2億1,511万5千円に比べ、1,701万4千円減少し、1億9,810万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	昭和50年度末	昭和51年度末	増	減
長	期	31,544	32,097	△	553
放	送	188,571	166,004	△	17,567
債	券				
償	還				
積	立				
資	産				
合	計	215,115	198,101	△	17,014

イ 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の731億8,726万2千円に比べ52億8,489万2千円増加し、784億2,215万4千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和50年度末		昭和51年度末		増 減
	金 額	構成比率 (%)	金 額	構成比率 (%)	
流動負債	17,626,262	24.1	24,621,154	31.4	6,994,892
固定負債	55,511,000	75.9	53,801,000	68.6	△ 1,710,000
合 計	73,137,262	100.0	78,422,154	100.0	5,284,892

流動負債は、前年度末の176億2,626万2千円に比べ69億9,489万2千円増加し、
246億2,115万4千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和50年度末	昭和51年度末	増 減
未払金	1,903,598	2,193,267	△ 289,674
受取金	15,290,694	21,946,590	6,655,896
その他の流動負債	431,975	481,297	△ 49,322
合 計	17,626,262	24,621,154	6,994,892

注1 未払金 (単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
放 送 債 券 利 息	186,207	
回線専用料ほか諸経費	1,734,496	
その他	273,564	機器購入代金ほか
合 計	2,193,267	

注2 受取金前受金 (単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
受 信 料 前 受 金	21,946,590	翌年度分受信料の収納額

注3 その他の流動負債 (単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
前 受 取 益 金	15,587	部外技術協力料
預 受 金	68,462	集金委託保証金ほか
仮 受 金	397,248	源泉徴収所得税ほか
合 計	481,297	

(4) 固定負債

当年度末の固定負債は、前年度末の555億1,100万円に比べ17億1,000万円減少し、538億100万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和50年度末	昭和51年度末	増 減
放 送 債 券	12,980,000	14,920,000	1,940,000
長期借入金	37,781,000	33,181,000	△ 4,600,000
退職手当引当金	4,750,000	5,700,000	950,000
合 計	55,511,000	53,801,000	△ 1,710,000

注 放送債券及び長期借入金 (単位 千円)

区 分	昭和50年度末		昭和51年度末	
	増	減	増	減
放 送 債 券	12,980,000	3,000,000	1,060,000	14,920,000
長期借入金	37,781,000	4,600,000	9,200,000	33,181,000
合 計	50,761,000	7,600,000	10,260,000	48,101,000

資本の部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の739億9,162万4千円に比べ205億1,245万8千円増加し、945億408万2千円となり、その内容は次のとおりである。

(イ) 資 本 750 億円

旧社団法人日本放送協会から承継した純資産 1億6,387万5千円
固定資産の再評価益を資本に組み入れた額 30億8,857万7千円
積立金から組み入れた固定資産充当金の累積額 717億4,804万8千円

(ロ) 繰越欠損金 10億837万6千円

前年度末の積立金178億9,727万9千円から前年度の当期事業収支差金△189億565万5千円を差し引いた結果である。

(ハ) 当期事業収支差金 205億1,245万8千円

(ニ) 損益計算書

テ 経常事業収支

経常事業収入1,915億476万8千円に対し、経常事業支出は1,702億1,523万7千円であり、差し引き経常事業収支差金は212億8,953万1千円である。

なお、前年度決算額の経常事業収入1,313億7,395万3千円、経常事業支出1,493億4,378万円に比較すれば、経常事業収入は601億3,081万5千円、経常事業支出は208億7,145万7千円の増加である。

（ウ）経常事業収入

経常事業収入の増加は、主として受信料月額額の改定及びカラー受信契約者の増加に伴う受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

（単位 千円）

区 分	昭 和 50 年 度	昭 和 51 年 度	増 減
受 信 料 入	128,370,502	187,522,931	59,152,429
交 付 金 収 入	352,017	612,165	260,148
雑 収 入	2,651,434	3,369,672	718,238
合 計	131,373,953	191,504,768	60,130,815

注1 受信料

（単位 千円）

区 分	昭 和 50 年 度	昭 和 51 年 度	増 減
普 通 受 信 料	15,335,314	15,981,778	646,464
カ ラ ー 受 信 料	113,035,188	171,541,153	58,505,965
合 計	128,370,502	187,522,931	59,152,429

なお、有料受信契約者数の増減状況は、次表のとおりである。

（単位 千件）

区 分	昭 和 50 年 度	昭 和 51 年 度
普 通 契 約 者	4,811	△ 968
年 度 初 頭 加 減	△	3,843
年 度 末	3,843	593
年 度 初 頭 加 減	△	3,304
年 度 末	3,304	3,304

カラゝ一奥約	年 増 年	度 初	頭 加 未	20,462 1,656 22,118	22,118 1,005 23,123
契約總數	年 増 年	度 初	頭 加 未	25,273 688 25,961	25,961 466 26,427

注2 交付金収入

（単位 千円）

区 分	昭 和 50 年 度	昭 和 51 年 度	増 減
国 際 放 送 関 係 政 府 交 付 金	342,344	447,771	105,427
選 挙 放 送 関 係 交 付 金	9,673	164,394	154,721
合 計	352,017	612,165	260,148

注3 雑収入

（単位 千円）

区 分	昭 和 50 年 度	昭 和 51 年 度	増 減
受 入 利 息	1,408,700	1,723,431	314,731
雑 入	1,242,734	1,646,241	403,507
合 計	2,651,434	3,369,672	718,238

（イ）経常事業支出

昭和51年度事業計画に基づき各部門の業務活動を積極的に推進し、その結果は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭 和 50 年 度	昭 和 51 年 度	増 減
給 内 放 送 費	58,207,415	63,772,060	5,564,645
国 際 放 送 費	35,833,008	42,304,311	6,471,303
国 際 放 送 費	865,189	1,043,160	177,971
営 業 研 究 費	18,773,933	23,378,255	4,604,322
調 査 費	1,803,154	2,089,581	286,427
管 理 費	17,237,139	20,764,728	3,527,589
減 価 償 却 費	12,964,636	12,955,087	9,549
財 務 費	3,659,306	3,908,105	248,799
合 計	149,343,780	170,215,237	20,871,457

注 1 給 送 費 (単位 千円)

区 分	昭 和 50 年 度	昭 和 51 年 度	増 減
給 料 手 当 費	57,638,397	63,179,441	5,541,044
労 務 費	569,018	592,619	23,601
合 計	58,207,415	63,772,060	5,564,645

注 2 国内放送費 (単位 千円)

区 分	昭 和 50 年 度	昭 和 51 年 度	増 減
番 組 組 用 費	23,206,474	27,386,535	4,680,061
技 術 運 用 費	8,119,573	9,793,845	1,679,272
通 信 設 施 費	4,506,961	4,618,931	111,970
合 計	35,833,008	42,304,311	6,471,303

注 3 営 業 費 (単位 千円)

区 分	昭 和 50 年 度	昭 和 51 年 度	増 減
広 報 ・ 受 信 改 善 費	1,472,680	1,535,980	63,300
契 約 収 納 費	14,801,253	17,342,275	2,541,022
未 収 受 信 料 欠 損 償 却 費	2,400,000	4,500,000	2,000,000
合 計	18,773,933	23,378,255	4,604,322

注 4 管 理 費 (単位 千円)

区 分	昭 和 50 年 度	昭 和 51 年 度	増 減
一 般 管 理 費	1,380,197	1,775,381	395,184
施 設 管 理 費	2,525,347	2,844,302	318,955
厚 生 保 健 費	7,982,534	9,194,048	1,211,514
退 職 手 当 そ の 他 費	5,349,061	6,950,997	1,601,936
合 計	17,237,139	20,764,728	3,527,589

注 5 減 価 償 却 費 (単位 千円)

区 分	取 得 価 額	当 年 度 償 却 額	償 却 額 累 計	現 在 価 額
有 形 固 定 資 産	271,256,248	12,859,425	141,701,635	129,554,613
建 築 物	75,941,892	1,283,287	23,357,501	52,584,391
機 械 物	43,539,364	2,209,058	18,189,263	25,350,101
機 器 具	135,190,292	9,325,844	99,538,249	35,652,043
土 建 設 仮 勘 定 資 産	15,286,161	41,236	616,622	334,154
無 形 固 定 資 産	347,763	—	—	347,763
合 計	1,704,461	95,612	512,042	1,192,419

注6 財務費

(単位 千円)

区 分	昭和50年度	昭和51年度	増 減
支 払 利 息	3,555,270	3,780,795	225,525
放 送 債 券 発 行 差 金 償 却 等	104,086	127,310	23,274
合 計	3,659,306	3,908,105	248,799

イ 特別収支
固定資産売却益等の特別収入は7億5,542万5千円であり、固定資産売却損等の特別支出は15億3,249万8千円であり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
固 定 資 産 売 却 益	738,682	
固 定 資 産 受 贈 益	2,812	
過 年 度 損 益 修 正 益	18,981	固定資産の造成による評価益
合 計	765,425	

(イ) 特別支出

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
固 定 資 産 売 却 損	639,108	
固 定 資 産 除 却 損	127,942	
過 年 度 損 益 修 正 損	765,448	昭和50年度分未収受言料欠損額確定に伴う修正損
合 計	1,532,498	

ウ 当期事業収支差金

経常事業収支差金212億8,953万1千円に特別収入7億5,542万5千円を加え、特別支出15億3,249万8千円を差し引いた当期事業収支差金は205億1,245万8千円であり、これは資本支出充当106億9,200万円及び事業収支剰余金98億2,045万8千円である。

3 収入支出の決算の状況

当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

別表

(事業収支)

収入支出決算表

昭和51年度

事 業 収 入	項 目	予 算				決 算 額		予 算 残 額	
		当 初 額 (1)	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額 (2)		合 計 (1)+(2) (3)	(4)	(3) - (4)	(3) - (4)	(3) - (4)
			第4条流用	第6条予備費					
事 業 支 出	受 信 料	204,389,858,000	0	0	204,389,858,000	192,260,193,435	12,296,552,565		
	交 付 金 入 入	200,761,968,000	0	0	200,761,968,000	187,522,931,087	13,239,036,913		
	雑 収 入 入	452,227,000	0	0	452,227,000	612,164,800	3,049,800		
	特 別 収 入 入	8,005,663,000	0	0	8,005,663,000	3,369,672,281	364,009,281		
	特 別 収 入 入	170,000,000	0	0	170,000,000	775,425,287	585,425,387		
	船 内 放 送 費 与	175,487,858,000	0	0	175,487,858,000	171,747,735,257	3,897,010,743		
事 業 支 出	船 内 放 送 費 与	68,743,123,000	0	0	68,743,123,000	63,772,060,201	26,295,799		
	船 内 放 送 費 与	44,397,341,000	△	0	44,397,341,000	42,302,310,798	2,352,494,202		
	船 内 放 送 費 与	1,145,550,000	0	0	1,145,550,000	1,043,159,943	102,390,057		

営 業 費	23,474,355,000	0	20,522,000	0	20,522,000	23,494,877,000	23,378,255,092	166,621,908
調 査 費	2,135,381,000	0	0	0	0	2,135,381,000	2,089,580,897	45,800,103
管 理 費	20,837,505,000	0	77,761,000	12,912,000	90,673,000	20,928,178,000	20,764,728,156	163,449,844
減 価 償 却 費	12,970,000,000	0	0	0	0	12,970,000,000	12,955,037,343	14,962,657
財 務 費	4,101,983,000	0	0	0	0	4,101,983,000	3,908,105,142	183,877,858
特 別 費	682,620,000	84,500,000	765,449,000	0	849,949,000	1,582,569,000	1,532,497,885	71,315
予 備 費	2,000,000,000	0	1,118,953,000	0	1,118,953,000	881,047,000	0	881,047,000
事業収支差金	28,902,000,000	0	0	0	0	28,902,000,000	20,512,458,178	8,389,541,822

(資本収支)

款 項	予 算			決 算	繰 越	予 算 残 額
	当 初 額 (1)	予算総則に基づき増減額 (2) 第10条 組替	合 計 (1)+(2) (3)	額 (4)	額 (5)	(3)-(4)-(5)
資 本 収 入	34,052,000,000	0	34,052,000,000	33,065,433,234	5700,000,000	416,566,766
事業収支差金受入れ	10,992,000,000	0	10,992,000,000	10,692,000,000	0	300,000,000
減価償却受入れ	12,970,000,000	0	12,970,000,000	12,955,037,343	0	14,962,657
資産受入れ	630,000,000	0	630,000,000	758,395,891	0	128,395,891
放送債券還積立資産もどし入れ	1,060,000,000	0	1,060,000,000	1,060,000,000	0	0
放 送 債 権	6,000,000,000	3,000,000,000	3,000,000,000	3,000,000,000	0	0
長 期 借 入 金	2,400,000,000	3,000,000,000	5,400,000,000	4,600,000,000	570,000,000	230,000,000
建 設 費	34,052,000,000	0	34,052,000,000	32,906,644,920	570,000,000	575,355,080
放送債券還積立資産繰入れ	22,000,000,000	0	22,000,000,000	21,154,644,920	570,000,000	275,355,080
放 送 債 券 償 還 金	1,792,000,000	0	1,792,000,000	1,482,000,000	0	300,000,000
長期借入金返還金	1,060,000,000	0	1,060,000,000	1,060,000,000	0	0
	9,200,000,000	0	9,200,000,000	9,200,000,000	0	0

前 期 繰 越 金 76,383,636 円
 当年度収支差金発生額 9,979,246,492 円 (事業収支差金 20,512,458,178 円と資本収支差金 158,788,314 円との合計額から事業収支差金受入れ 10,692,000,000 円を差し引いた額)
 後 期 繰 越 金 10,055,683,128 円 (このうち、予算総則第9条の規定に基づき翌年度以降の財政安定のための繰延額 9,820,458,178 円)

三月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 預金者に対する貸付け」を「第八章 第九 郵便貯金振興会」を「第九 郵便貯金振興会」に改める。

第八章 進学積立郵便貯金 預金者に対する貸付けに改める。

第七章 第一項中「左の五種」を「次の六種」に、「払戻し」を「払戻し」に、「附けない」を「付けない」に、「すえ置期間」を「据置期間」に、「分割払もどし」を「分割払戻し」に、「払いもどし」を「払戻し」に改め、同項に次の一号を加える。

六 進学積立郵便貯金 自己又はその親族の進学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設に進学することを含む。)につき、国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第十八条第一項又は沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第二号の規定による進学資金の小口貸付けを受け、かつ、必要な資金を貯蓄する目的で、一定の据置期間を定め、一定の金額をその期間内毎月一回預入するもの

第十三条第三項中「及び住宅積立郵便貯金」を「住宅積立郵便貯金及び進学積立郵便貯金」に、「つけない」を「付けない」に改める。

第十四条中「又は住宅積立郵便貯金」を「住宅積立郵便貯金又は進学積立郵便貯金」に改める。

第十六条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「以て」を「もつて」に改め、同条第一号中「但書」を「ただし書」に改め、同条第二号中「団体取扱」を「団体取扱」に改め、同条第三号中「積立郵便貯金」の下に「又は進学積立郵便貯金」を加え、同条第

四号中「団体取扱」を「団体取扱」に、「及び住宅積立郵便貯金」を「住宅積立郵便貯金及び進学積立郵便貯金」に改める。

第二十九条第二項中「及び住宅積立郵便貯金」を「住宅積立郵便貯金及び進学積立郵便貯金」に、「すえ置期間」を「据置期間」に改める。

第九章を第十章とし、第八章を第九章とし、第七章の次に次の一章を加える。

第八章 進学積立郵便貯金 第六十三条の二(資格預金者のあつせん) 郵政大臣は、国民金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫から国民金融公庫法第十八条第一項又は沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第二号の規定による進学資金の小口貸付けを受けようとする進学積立郵便貯金の預金者で省令で定める要件を満たしているものに対しては、その貸付けを受けることについて国民金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫へのあつせんを行う。

第六十三条の三(据置期間の経過後二年が経過した進学積立郵便貯金) 進学積立郵便貯金は、その据置期間の経過後二年が経過したときは、通常郵便貯金となる。

前項の場合には、第五十一条の二第二項から第四項までの規定を準用する。

第六十三条の四(準用規定) 進学積立郵便貯金については、第三十三条から第四十条まで、第四十五条第一項及び第二項、第四十八条並びに第六十一条の規定を準用する。

第六十五条第一項中「三十万円」を「五十万円」に改める。

附則 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七章の次に一章を加える改正規定のうち第六十三条の二に係る部分は、国民金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第 号)の施行の日から、第六十五条第一項の改正規定は、公布の日

から施行する。

三月十六日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月九日)

一、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

昭和五十三年四月二十日印刷

昭和五十三年四月二十一日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B